

サンクリスタル高松リニューアル基本構想



令和4年8月

高松市中央図書館

目 次

	ページ
1 検討の背景	1
2 サンクリスタル高松の現状と課題	3
(1) サンクリスタル高松建設の経緯	3
(2) サンクリスタル高松の現状	3
ア サンクリスタル高松（施設）の現状	3
イ 中央図書館の現状	5
(ア) 図書館サービス	5
(イ) アンケート結果	8
ウ 菊池寛記念館の現状	11
エ 歴史資料館の現状	12
オ 3館連携の現状	13
(3) サンクリスタル高松の課題	13
ア サンクリスタル高松（施設）の課題	13
イ 中央図書館の課題	13
ウ 菊池寛記念館の課題	14
エ 歴史資料館の課題	15
オ 3館連携の課題	16
(4) これまでの検討経過	16
ア サンクリスタル高松市内検討委員会	16
イ 市民を対象としたワークショップ結果	17
ウ 民間活力導入の検討結果	19
エ 高松市図書館協議会での意見	21
オ 菊池寛顕彰会の意見	21
カ 高松市歴史資料館等協議会の意見	22
キ 教育委員会定例会等での意見	22
(5) 公共図書館施策の動向	23
ア 「貸館型」から「滞在型」「課題解決型」へ	23
イ 資料のデジタル化	25
ウ 図書館のデジタル化	26
エ まちの活性化に寄与する図書館	27
3 サンクリスタル高松の目指すべき姿と方向性	29
(1) 目指すべき姿と方向性	29
(2) 立地	29
(3) 改修方法	30
(4) 今後の運営方針	31

4	中央図書館の取組	32
	(1) ニューノーマルに対応した図書館	32
	ア 電子図書等デジタル資料（ハイブリッドな図書館資料）の充実	32
	イ ICタグ・セルフカウンター・セキュリティゲートの設置	32
	ウ ゼロカーボンに向けた設備等の改修	33
	エ 最新のデジタルツールの活用	33
	(2) 3館連携による本市独自資料の提供・レファレンスが可能な図書館	33
	ア 郷土資料等のデジタル化	34
	イ さらなる3館連携	34
	(3) 視覚障がい者等にも対応した利用者目線な図書館	34
	ア 障がい者サービス	34
	イ 児童サービス	35
	ウ 学生サービス	35
	エ 高齢者サービス	35
	オ 在留外国人の増加への対応	35
	カ エントランスホール等の有効活用	35
	キ 司書の能力向上	35
	(4) 学校や地域と連携した図書館	36
	ア 学校連携	36
	イ 地域連携	36
	ウ 他の文化施設との連携	36
5	菊池寛記念館・歴史資料館の取組	37
	(1) 菊池寛記念館	37
	(2) 歴史資料館	37
6	目標	38
7	スケジュール	39
8	参考資料	40
	○高松市図書館条例	40
	○高松市菊池寛記念館条例	49
	○高松市歴史資料館条例	51

1 検討の背景

平成4年11月に開館したサンクリスタル高松は、施設内に高松市中央図書館、菊池寛記念館及び高松市歴史資料館が設置され、市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するほか、生涯学習の形成の場として重要な役割を担う施設である。

開館からまもなく30年が経過し、その間に社会情勢は大きく変化してきた。平成26年に42万人を超えていた本市の人口は、その後減少し、少子・超高齢社会へと急速に進んでいる。

また、働き方の変化、デジタル化の推進など我々を取り巻く環境は大きく変わり、中でもスマートフォンやタブレットが登場し、インターネットに接続されるデバイスの裾野が広がってきており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でデジタルツールの活用は一層加速した。さらにAI、IoT、5Gなど、新技術の社会実装が世界中で進行している。このような中、本市ではスマートシティの推進に取り組んできており、デジタル技術を活用した地域課題の解決や、行政手続のデジタル化、さらには、官民連携・広域連携による新たなDX推進拠点である「かがわDX Lab」への参画など、今後も取組を加速していくこととしている。

もはや紙の本だけが情報媒体の主流だった時代は終了し、紙の資料だけでは利用者のニーズは十分には果たせなくなっており、図書館においても資料やサービスのデジタル化に取り組んでいかなければいけない時期にきている。さらに、文化庁では図書館の蔵書をデータ化し送信することなどに関し、著作権法改正の動きがみられる。



サンクリスタル高松外観

また、市民は、図書館は「本を借りるところ」、図書館職員は、「本の貸出手続きを行う人」、図書館では「本は自分で探すもの」と考えている人が多く、それ以外のサービスはあまり知られていない。

菊池寛記念館や歴史資料館では、新たな資料の発見やその後の調査研究成果により、菊池寛への理解がより深まるとともに、本市を取巻く歴史認識が変化してきており、現時点の認識に沿った展示に改める必要性が生じている。また、時代のニーズに合った展示方法やレファレンスサービスが望まれる。そのためにも3館で相乗効果を生むような、さらなる連携が必要である。

3館ともサンクリスタル学習などを通して市内児童への学習の場提供には寄与しているものの、一般利用者については利用頻度の高い少数の市民と、利用の全くない多数の市民に二極化していることは否めず、サンクリスタル高松の利用者数は年々減少しており、今のままのサービスの延長線上には、利用状況の改善は見込めない。

そのような中、施設面でも未だ躯体は健全ではあるものの、雨漏りや空調機器の不調など設備面での不具合が発生しており、最低限必要な修繕で対応しているものの、大規模な改修が必要な時期に来ている。

このため、中・長期的な視点で、サンクリスタル高松の在り方を検討する必要がある。

2 サンクリスタル高松の現状と課題

(1) サンクリスタル高松建設の経緯

昭和50年代後半、市民文化センター内に設置されていた本市図書館では、市民の図書館サービスの需要は当初の予想を超えつつあった。新たに図書館を建設するとともに、地域に分館を建設し、誰もが地域の図書館を窓口とし、図書館が所蔵する資料を借りることができるよう図書館ネットワークを形成することが計画された。その中枢機能を担う館として中央図書館が必要であった。市制施行100周年記念事業の一貫として、高松市中央図書館の建設が計画された。その建設地として昭和町に決まった理由としては、①市街地中心から近距離である、②市道五番町西宝線沿いにあり、バスの便が多く交通の便がよい、③香川大学・紫雲中学・県教育会館があって、教育文化の環境に恵まれている、という3点であった。当初、図書館単独館で計画されていたが、その後、歴史民俗資料館（現：歴史資料館）との複合館も検討され、最終的に複合館という位置づけとなった。また、新図書館建設計画の中で、「菊池寛文庫」を充実・発展させ、郷土の文豪を顕彰するにふさわしい施設の設置が計画されており、菊池家から菊池寛関連の資料の寄贈を受けたこともあり、菊池寛記念館を加えた3館の複合施設となり、平成4年11月3日に開館した。3館の愛称「サンクリスタル高松」は公募によるもので、5年3月に決定した。

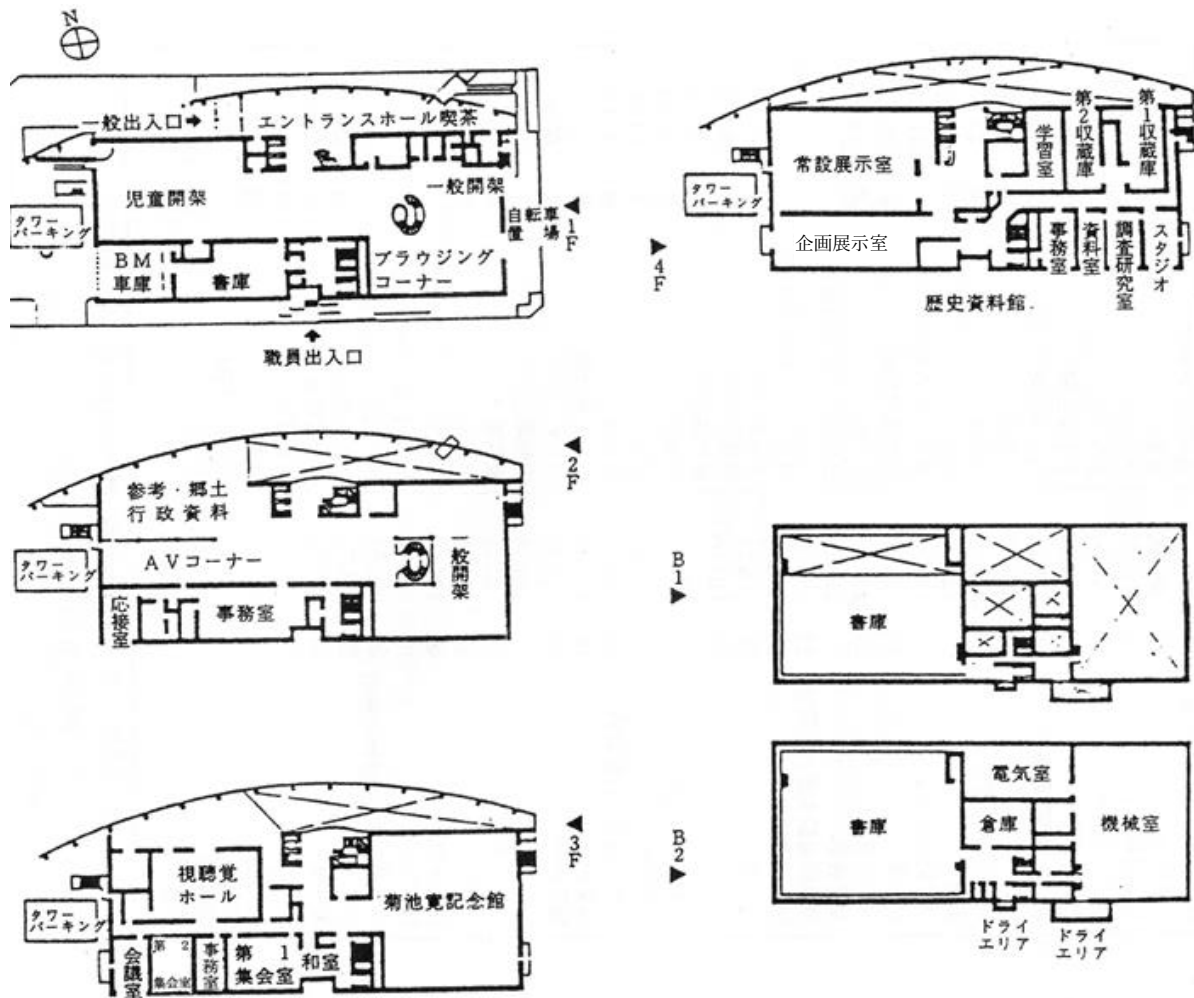
(2) サンクリスタル高松の現状

ア サンクリスタル高松（施設）の現状

サンクリスタル高松の施設は下記(ア)～(オ)のとおりである。本市の津波避難ビルに指定されている。施設は築30年を迎え、特に設備面で傷みが著しい。1階・2階及び地下1階・2階は中央図書館で、地下は閉架書庫となっている。3階は菊池寛記念館を始め、視聴覚ホール・集会室などを備えている。4階は歴史資料館がある。3館はいずれも教育委員会に属し、それぞれ課として存在していたものが、平成19年度から菊池寛記念館と歴史資料館は教育委員会文化振興課の所管となった。さらに21年度から教育委員会文化財課の所管となり、文化財課は25年度から創造都市推進局に移管された。

- (ア) 敷地面積 3,921.31㎡（平面駐車場面積除く）
- (イ) 構造 鉄筋コンクリート造地下2階・地上4階建（高25.20m、地下8.51m）
- (ウ) 建築面積 2,491.82㎡
- (エ) 延床面積 11,330.24㎡（図書8,718.56㎡、菊池687.12㎡、歴史1,924.56㎡）
- (オ) 駐車場 平面駐車場：29台（バス1台含む） 敷地面積858.53㎡
立体駐車場：60台
障がい者・妊婦用駐車場 2台
駐輪場 約200台

以下各館の現状を紹介する。



サンクリスタル高松各階平面図

高松市図書館一覧

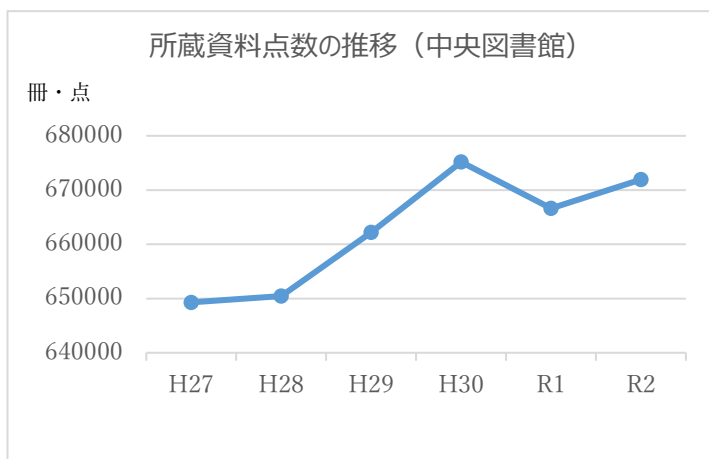
施設名	住所	開館年月日	床面積等	収蔵能力
中央図書館	昭和町一丁目2番20号 (サンクリスタル高松内)	平成4年11月3日	8718.56 m ²	約60万冊
(瓦町サテライト)	常磐町一丁目3番地1 (コトデン瓦町ビル8階)	平成27年10月21日	216.97 m ²	約8千冊
夢みらい図書館	松島町一丁目15番1 (たかまつミライエ2階)	平成28年11月23日	791.06 m ²	約8万冊
牟礼図書館	牟礼町牟礼130-2	昭和56年6月2日	2059.86 m ²	約5万冊
香川図書館	香川町川東上1865-13	平成19年4月28日	3055.21 m ²	約18万冊
国分寺図書館	国分寺町新居1298	平成元年4月4日	800.3 m ²	約8万冊

イ 中央図書館の現状

(ア) 図書館サービス

高松市図書館は、中央図書館（瓦町サテライト含む）と地域館（夢みらい・牟礼・香川・国分寺図書館）の計5館でネットワークを構築しているとともに、移動図書館車3台による巡回及び46図書館分室の運営により、全市域内的な図書館サービスの提供に努めている。なお、図書館法の規定により、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならないこととなっている。

中央図書館は、資料収蔵能力が約60万冊（開架冊数15万冊、閉架書庫45万冊）あり、令和3年3月末時点での雑誌や視聴覚資料を含めたすべての所蔵資料点数は67万点で、高松市図書館の約半数の資料を所蔵している。閲覧席は148席を設けており、うち自習可能席46席を含んでいる。

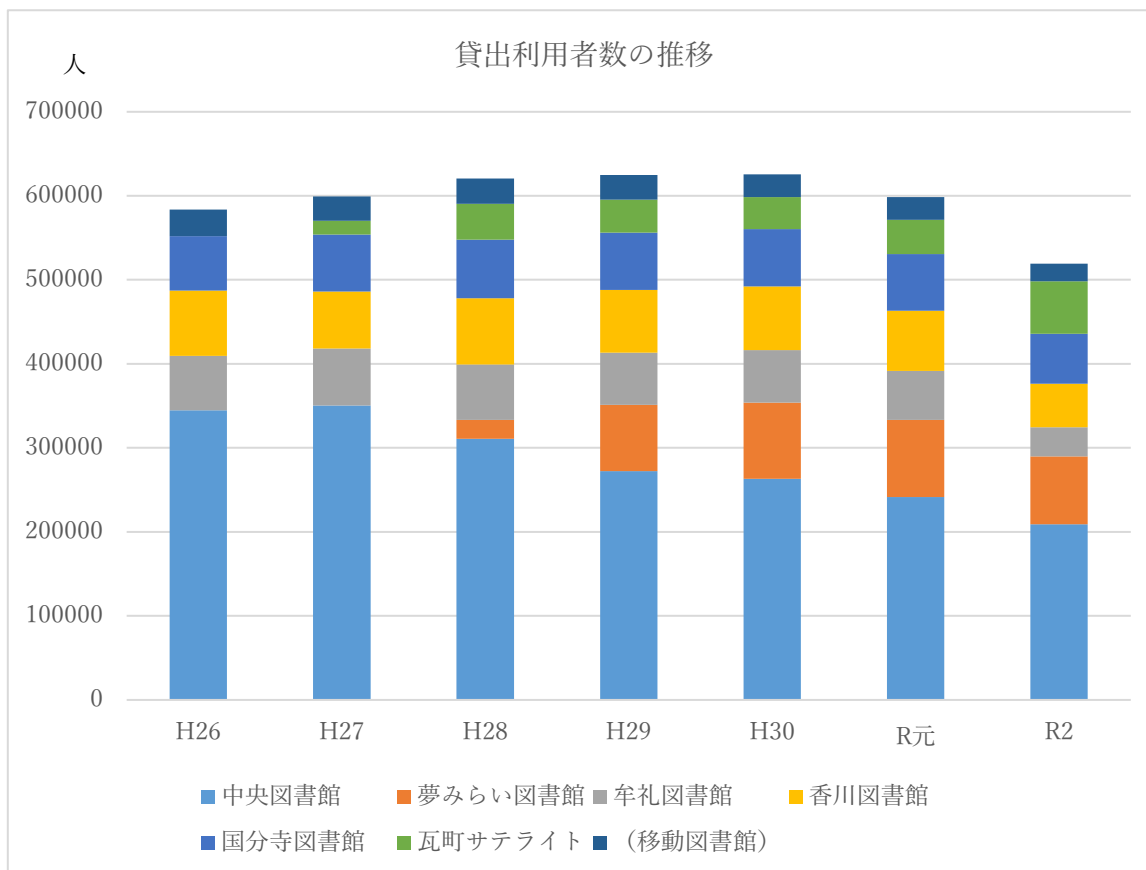
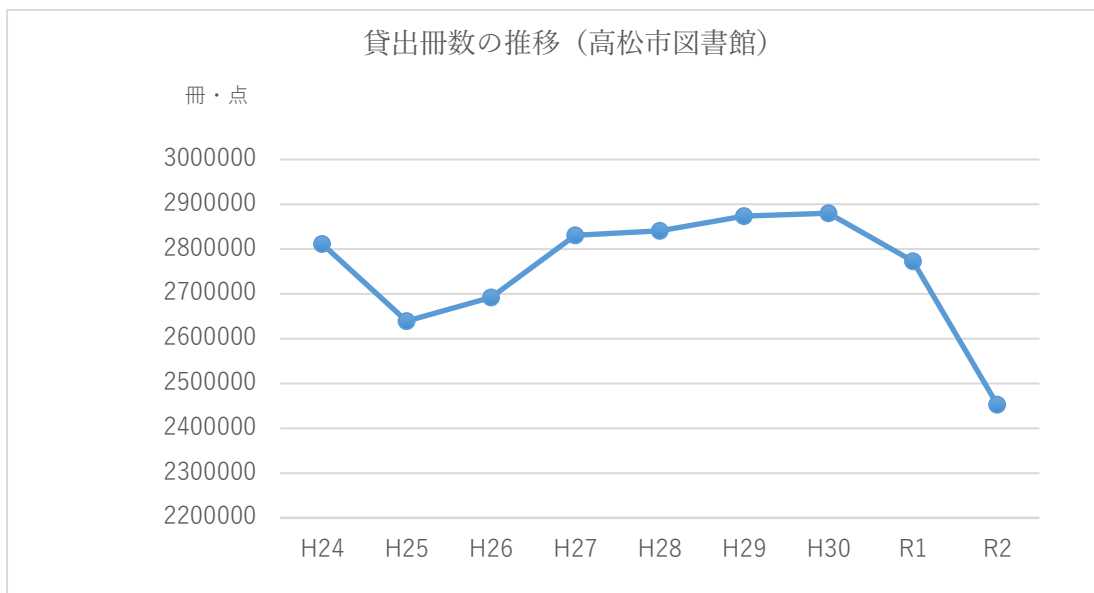


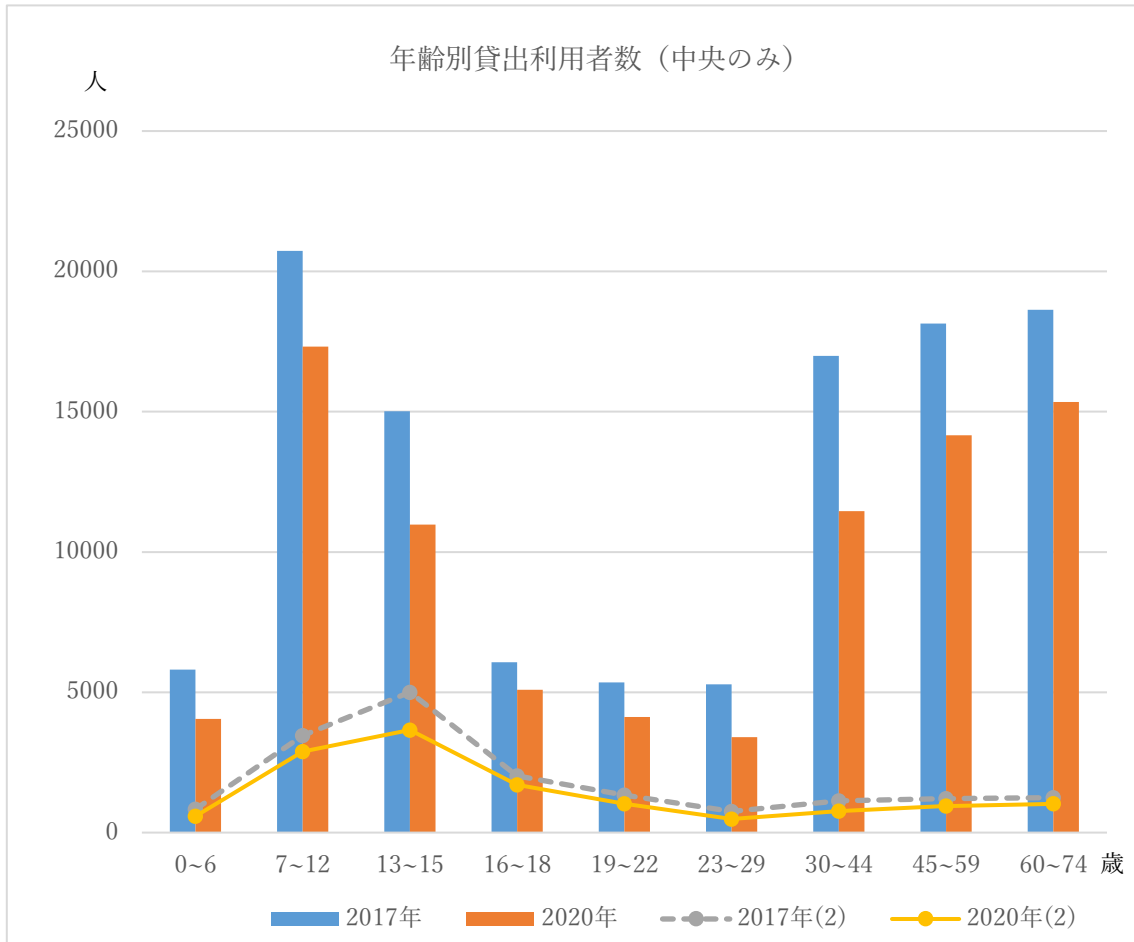
貸出状況は、図書館全体としては松島図書館を閉館し、夢みらい図書館を開館するまでの平成24年度から28年度に貸出冊数の減少がみられたものの、概ね年間280万冊余りを維持してきている。令和元年度末から3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、休館や開館時間の短縮などがあったため、特に2年度に大きく落ち込んだ状況である。一方、中央図書館のみを見ると、松島図書館閉館前は貸出冊数が140万冊前後で推移していたものが、松島図書館閉館中には150万冊前後に増加するものの、瓦町サテライト、夢みらい図書館の開館後は、徐々に貸出し冊数が減少しており、新型コロナウイルスの影響がなかった平成30年度においても112万冊余りにとどまっている。

年代別利用者数を見ると、小・中学生の7～15歳は比較的用户数は多いものの、高校生から徐々に利用者は減り、20代の利用者は最も少ない。また、貸出冊数は中学生から減少する傾向がうかがえる。30代以降はわずかではあるが、利用者が増加する傾向である。

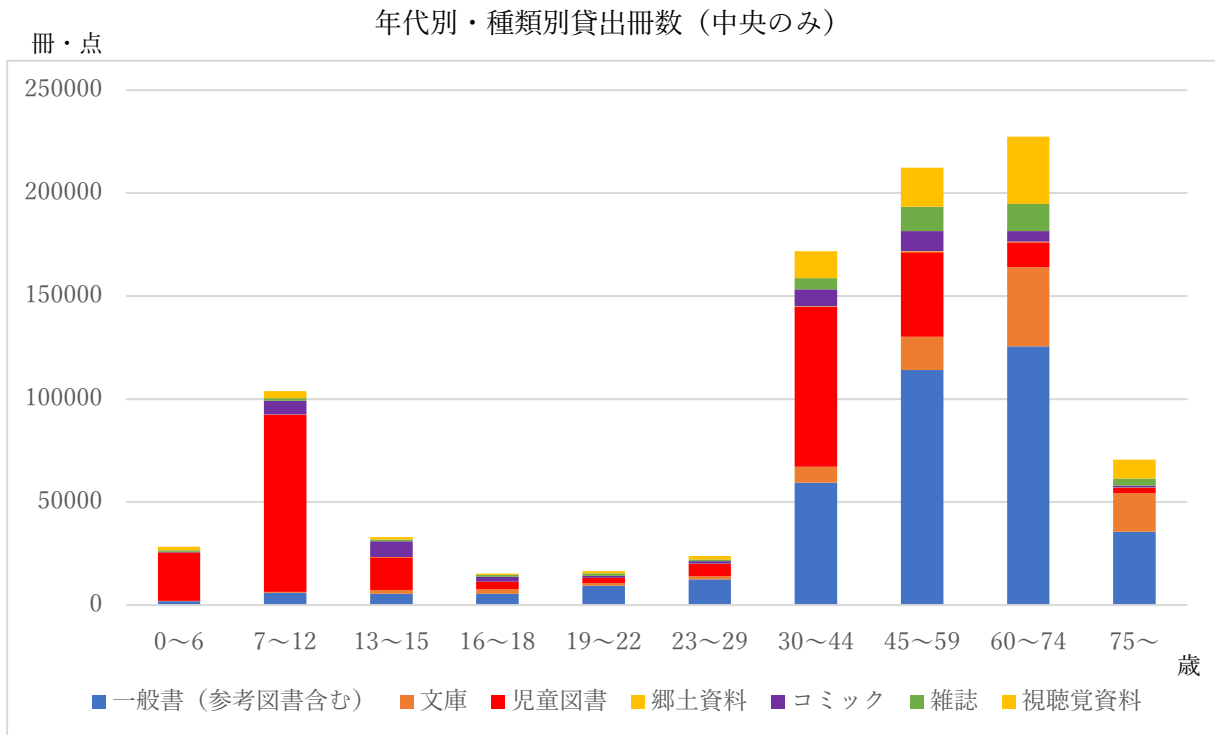


中央図書館館内

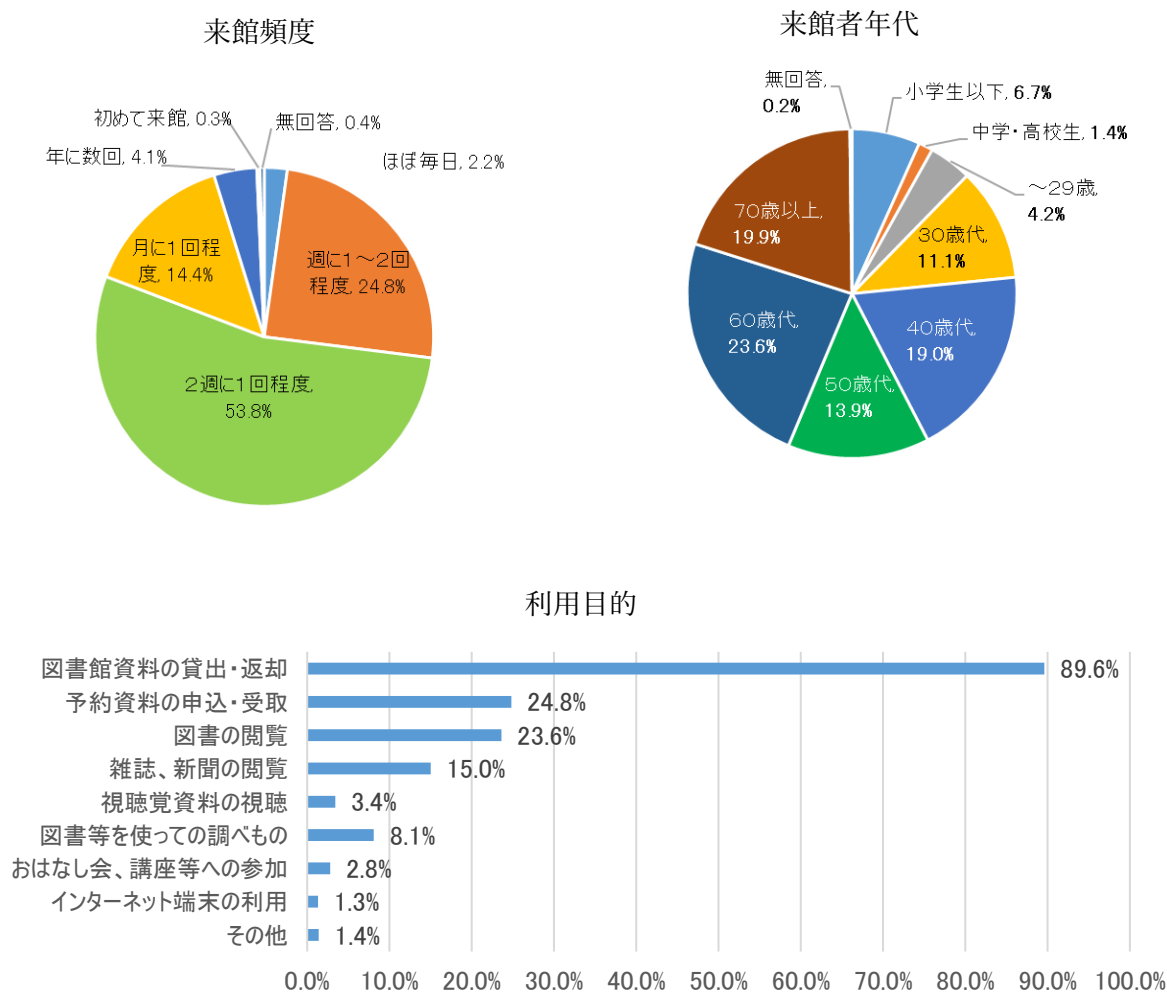




注：折れ線は1歳当たりの利用人数



利用者アンケート（有効回答者数 1,625 人）



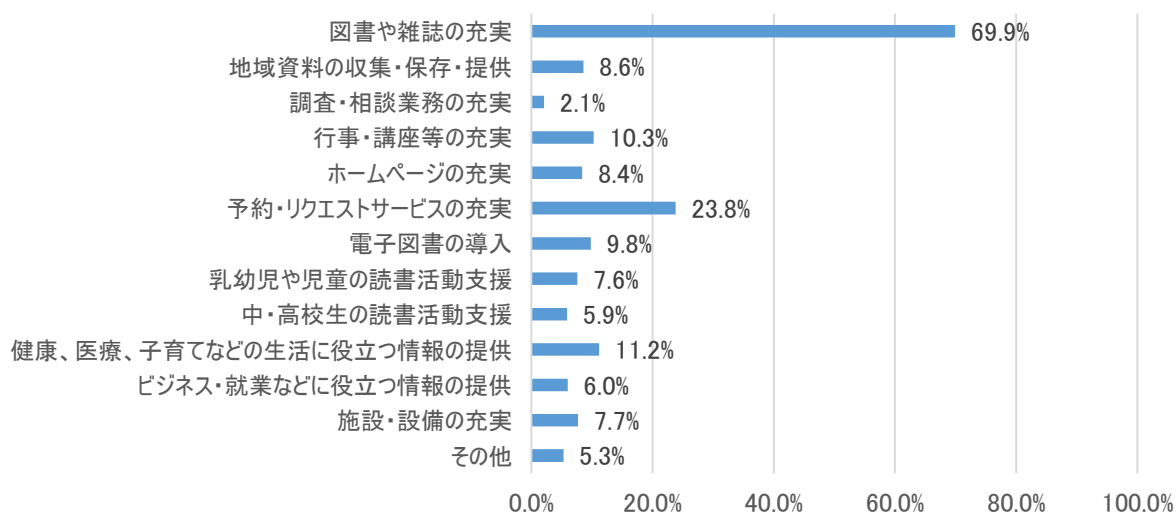
(イ) アンケート結果

令和2年11月に実施した利用者アンケートによると、来館者は50代以上の方が半数以上を占め、来館頻度では貸出期間が2週間であることから、2週間に1回程度来館する方が約半数である。利用者は、圧倒的に図書の貸出・返却を目的に来館している。おはなし会・講座などは子育て世代が中心であるため利用していない方が多い。図書館のサービスについては、レファレンス機能や予約・リクエストなどは知られていないのか、利用していない、そもそも知らないという人も多い。しかしながら、図書館としての総合評価は92.8%、また、職員の対応や説明は91.1%の利用者が満足又はやや満足としている。サンクリスタル学習で図書館を訪れた小学生へのアンケートでも98%が図書館にまた来たいと回答している。もっと取り組んでもらいたいことでは、図書や雑誌の充実が圧倒的に高く、予約・リクエストサービスの充実を求める人が多い。次いで健康・医療・子育てなどの生活に役立つ情報の提供、行事・講座の充実、電子図書の導入、地域資料の収集・保存・提供などが求められている。寄せられた意見でも、図書をはじめとした資料の充実、リクエスト方法の改善を求める声が多い。その他、施設の改修、トイレの洋式化、コインロッカーの廃止と盗難防止ゲートの設置、自習スペースの拡充など設備面に関する意見が多い。

図書館のサービスについて

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	利用していない	無回答
開館日、開館時間	1,044人 (64.3%)	464人 (28.6%)	54人 (3.3%)	4人 (0.2%)	0人 (0%)	59人 (3.6%)
貸出期間、貸出冊数	1,106人 (68.1%)	368人 (22.7%)	77人 (4.7%)	15人 (0.9%)	2人 (0.1%)	57人 (3.5%)
本の種類、量	487人 (30.0%)	732人 (45.0%)	308人 (19.0%)	30人 (1.8%)	5人 (0.3%)	63人 (3.9%)
雑誌、新聞の種類、量	428人 (26.4%)	600人 (36.9%)	208人 (12.8%)	25人 (1.5%)	280人 (17.2%)	84人 (5.2%)
レファレンスでの対応	617人 (38.0%)	482人 (29.7%)	70人 (4.3%)	5人 (0.3%)	355人 (21.8%)	96人 (5.9%)
本や雑誌、CD等の探しやすさ	484人 (29.8%)	719人 (44.3%)	199人 (12.2%)	28人 (1.7%)	112人 (6.9%)	83人 (5.1%)
館内の居心地、座席数等	669人 (41.2%)	624人 (38.4%)	149人 (9.2%)	18人 (1.1%)	79人 (4.8%)	86人 (5.3%)
図書館ホームページの使いやすさ、機能	427人 (26.3%)	529人 (32.6%)	179人 (11.0%)	35人 (2.1%)	361人 (22.2%)	94人 (5.8%)
おはなし会や講座、展示等	276人 (17.0%)	351人 (21.6%)	64人 (3.9%)	8人 (0.5%)	794人 (48.9%)	132人 (8.1%)
予約・リクエストサービス	574人 (35.3%)	459人 (28.3%)	128人 (7.9%)	25人 (1.5%)	342人 (21.0%)	97人 (6.0%)
職員の対応や説明	984人 (60.6%)	495人 (30.5%)	44人 (2.7%)	7人 (0.4%)	26人 (1.6%)	69人 (4.2%)
図書館としての総合評価	779人 (47.9%)	729人 (44.9%)	43人 (2.7%)	2人 (0.1%)	4人 (0.2%)	68人 (4.2%)

もっと取り組んでもらいたいこと



寄せられた意見

- 図書館全体について 45件
〔 利用しやすい図書館で満足しています。読みたい本を無料で借りられる図書館は本当にありがたい。来館するのが楽しみです。いつも利用しています。ありがとうございます。 など 〕
- サービス全般について 24件
〔 相互貸借は便利である。駐車場の無料時間を長くしてほしい。新しいサービスに期待します。ロッカーに預けるのが面倒であるため、荷物の持ち込みを認めてほしい など 〕
- 職員の対応について 17件
〔 親切に対応していただき、ありがとうございます。職員の研修が不十分でないところがある。 など 〕
- 資料の充実について 84件
〔 CD, DVDの種類を増やしてほしい。図書を充実してほしい。資料・図書の保存に力を入れてほしい。子どもの本の充実をお願いしたい。古い本は新しい本に入替えをしてほしい。 など 〕
- 施設について 12件
〔 トイレをきれいにしてほしい。(洋式トイレにしてほしい。) 清掃が行き届いていて気持ちが良い。他都市に比べて、建物や内装が古いので施設の改修を検討してほしい。椅子が固い。 など 〕
- 設備について 9件
〔 図書除菌機を導入してほしい。ウォータークーラーを設置してほしい。DVD 視聴機器を設置してほしい。コインロッカーを廃止し、盗難防止ゲートを設置してほしい。 など 〕
- ホームページ、図書館システムについて 34件
〔 ホームページが使いにくい。借りた本の履歴がわかればよい。電話情報案内サービスは使いにくい。館内のOPACにキーボードを設置してほしい。 など 〕
- 開館時間等について 17件
〔 土日祝日の開館時間を延長してほしい。開館時間を長くしてほしい。 など 〕
- 閲覧室等について 16件
〔 本を探すのが難しい。自習スペースを拡充してほしい。棚の本が詰めすぎで取り出しにくい。ソファ席がほしい。 など 〕
- 貸出、予約、リクエストについて 35件
〔 貸出期間をもう少し長くしてほしい。リクエストをもう少し簡単にしてほしい。コープで図書の受取りができると良い。インターネットでリクエストができるようにしてほしい。 など 〕
- マナーについて 8件
〔 一部の人のマナーが悪い。大きな声で会話している人や子どもが騒がしい時などに注意してください。新型コロナウイルス感染防止で、マスクをしていない人の対応を考えてほしい。 〕
- おはなし会等について 4件
〔 小学生高学年向けの講座などがあればいい。講座をもっと開催してほしい。おはなし会や講座等の開催日程が分かりにくい。大人が参加できる講座を開いてほしい。 など 〕

ウ 菊池寛記念館の現状

菊池寛に関する資料、図書及び菊池寛が創設した芥川賞・直木賞に関する資料、図書、その他関係資料の収集、保管（令和2年度未収藏品点数約28,000点）及び展示を行うとともに、資料の調査研究に努めている。菊池寛を顕彰する事業として、また、郷土文化・文学の向上を図るため、文芸講座の開催や『文芸もずー菊池寛と文学研究ー』を発行するとともに菊池寛顕彰事業実行委員会に参画し、香川菊池寛賞の選奨、文学展の開催等各種文化活動事業を実施している。



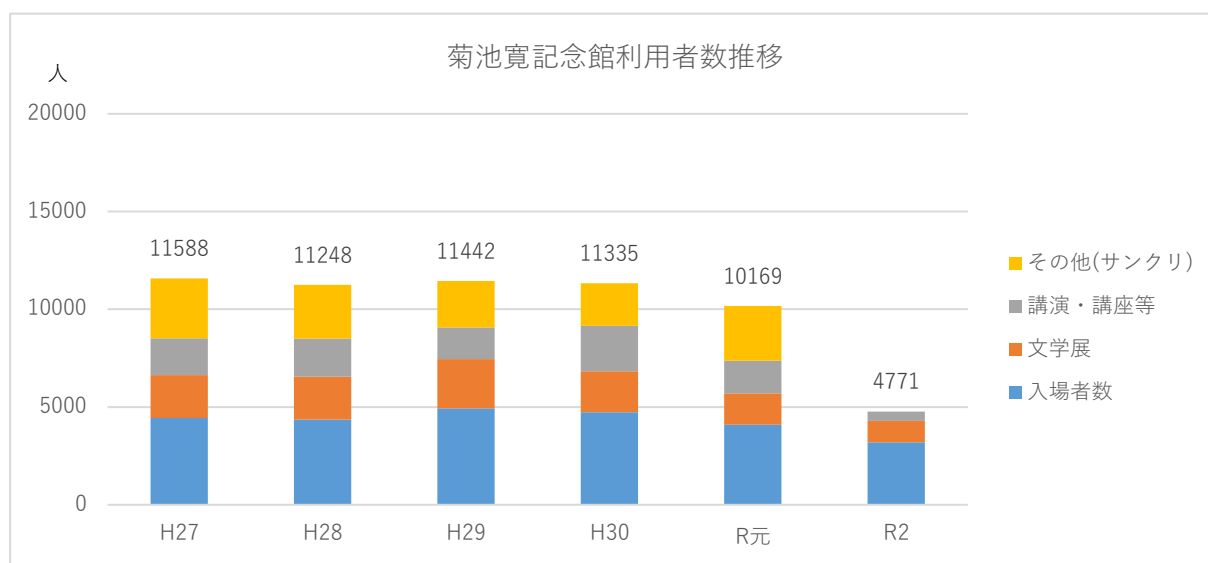
菊池寛記念館展示室

展示室では高松が生んだ文壇の大御所・菊池寛の生涯と業績を紹介するとともに、遺品・原稿・著書等を展示・紹介している。

生前の菊池寛の部屋の再現や、菊池が創設した芥川賞、直木賞、菊池寛賞のコーナーなどがある。併設の研究・閲覧室では、菊池寛の著書や大衆文学の蔵書が閲覧でき、郷土ゆかりの作家の展示を行っている。また、年1回4階の企画展示室において文学展を開催している。

コレクション展等を開催したり、一部の展示替えを行っているものの、常設展示は開館以来大幅なりニューアルはしていない。

年間利用者数は減少傾向にあり、令和元年度には1万人程度となっている。このうち、サンクリスタル学習での来館が約2割を占める。常設展入館者に占める無料入館者は9割で、サンクリスタル学習を除くと、高齢者の割合が高い。



エ 歴史資料館の現状

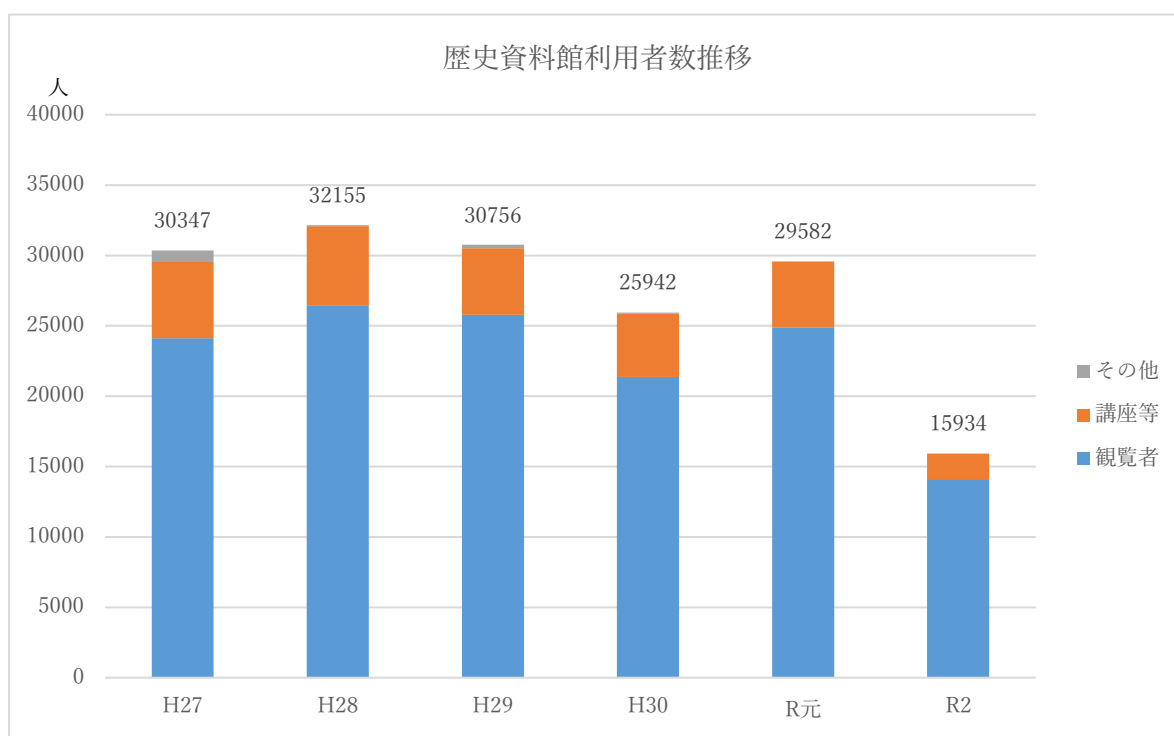
本市の歴史・考古・民俗等に関する資料の収集（令和2年度末収蔵品点数56,163点）、保管及び展示を行うとともに、調査研究や講座等の教育普及活動を実施している。

常設展示室では原始から現代までの高松の歴史を時代順に、市内の遺跡出土遺物を始め実物資料や模型、パネル、映像などで紹介している。常設展示は本市の歴史を知る上で代表的なものを紹介しており、新資料の発見などに伴い適宜展示品の入替えを行っているものの、大規模なリニューアルは行っていない。企画展示室において年間4回の収蔵品展・企画展を開催しているほか、ロビー展、学習室での展示なども行い、来館者増に取り組んでいる。

展示内容等によって来館者は増減してはいるものの、年間利用者数は3万人前後で推移している。利用者のうち無料のロビー展のみの観覧者が6割程度で、展示室入館者は3割程度である。その入館者のうち、無料入館者が8割近くを占め、サンクリスタル学習等を除くと、65歳以上高齢者の割合が高いが、高校生以下も一定程度見られる。また、有料の大人の入館者も一定程度見られ、ある程度幅広い層が入館していることがうかがえる。



歴史資料館常設展示室



オ 3館連携の現状

中央図書館・菊池寛記念館・歴史資料館の3館連携として取り組んでいるものとして、サンクリスタル学習がある。開館翌年度から続く連携事業で、小学校高学年（主に6年生）を対象に実施しているもので、現在多くの小学校で取り入れられている。

このほか、11月に中央図書館で行っている子ども読書まつりでの連携や、新春かるた大会など、イベントでの連携を図っている。また、菊池寛記念館や歴史資料館の企画展等に合わせ、それに関連した図書の展示などに取り組んでいる。

また、非公式ではあるが、サンクリスタル高松のTwitterにおいて3館それぞれのイベントや、3館連携のイベントについて情報発信することで、来館者数の増加に努めている。

(3) サンクリスタル高松の課題

ア サンクリスタル高松（施設）の課題

サンクリスタル高松自体の認知度が低く、場所を知らない市民も多い。また、中央図書館の利用者においても、菊池寛記念館、歴史資料館の認知度が低い状況にある。まずは、認知度の向上が課題である。

また、サンクリスタル高松は平成4年に開館し、今年で築30年を迎える。全体的に老朽化が進行してきており、保守点検の結果に基づき小規模な故障等はその都度、予算措置を講じながら対応しているが、大規模なものは状況を把握しているものの、必要最小限の対応になっている。設備によっては、修理部品の製造が終了し、故障等が発生した場合、修理ができない状況にあり、図書館サービスに多大な支障をきたす可能性も出てきた。令和2年度に実施したサンクリスタル高松劣化診断調査等業務委託において、躯体は健全ではあるが、維持管理の効率化及び長寿命化に資する為に早期の改善措置のほか、平成4年竣工以降の関係法令改正により現在、既存不適格となっている部分（防火設備、エレベーター、特定天井、24時間換気）の改修が必要との診断を受けた。また、平成16年の台風16号の高潮の際には、サンクリスタル高松の建物内に水が浸入し、閉架書庫の一部が水浸しになったことから、資料の保存のためにも今後の浸水への対策が必要となっている。このほか、委託業者からブックディテクションシステム導入によるカウンター集約等のレイアウトの変更、トイレの乾式・洋式化、照明のLED化、汚れや汚損が目立つ椅子やカーペットの補修も提案されている。

さらに、現在エントランスホールの壁面にポスター等を掲示するなど各種行事や展示を周知しているが、わかりづらいことや押しピンでとめており危険であることから、今後、3館の行事などがわかりやすく明示できるような設備の整備も必要である。

イ 中央図書館の課題

これまで紙媒体が主流であったが、スマートフォンやタブレットが登場し、多様な媒体での情報の収集が容易になったこともあり、図書館の来館者数は減少傾向にある。特に、小学生・中学生の利用者は多いが、中学生になると貸出冊数が減少し、高校生になると利用者数も減少しており、中学生・高校生の読書離れを防ぐことが課題である。また、子どもから大人まで、また障がい者等も利用しやすい図書館となるよう努める必要がある。

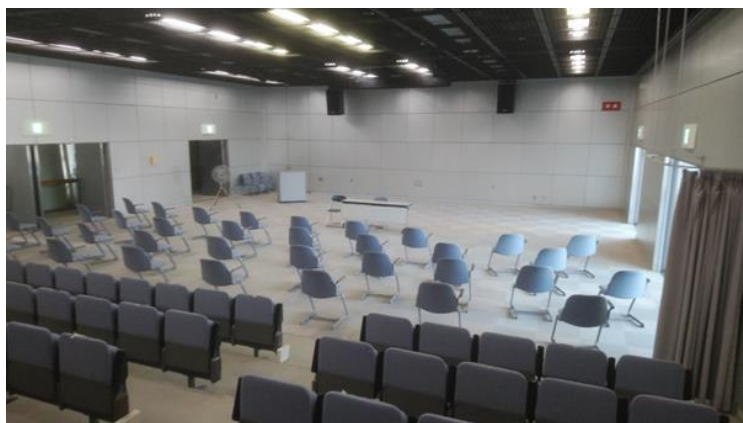
また、社会全体で急速にデジタル化が進む中、電子書籍等、資料のデジタル化への対応が必要である。その中で、令和2年2月に契約更新した現在の図書館システムは時代遅れのものとなっており、デジタル化への対応が困難な状況である。また、貸出予約システムや図書館ホームページと連携するシステムであるが、図書館ホームページ等も使い勝手の悪いシステムとなっている。また、貸出・返却に時間を要し、本来の司書の業務に支障をきたしている。

施設面では、1階と2階が開架書庫で、2つのフロアーとなっており、貸出返却のカウンターは、1階中央、児童、2階中央、AVの4箇所に分散しており、それぞれのカウンターに複数名の人員を配置する必要がある。各階、各カウンターに人員を配置しているのは、盗難防止や監視のためもあるが、1階中央を除くと利用者が非常に少ない時間帯もあり、効率的な業務とは言えない状況にある。



エントランスホール

現在、盗難防止対策としては、1階エントランスホールにロッカーを設置し、カバン等を収納してもらっている。一定の効果はあるが、不明本は少なからずあり、防犯の強化が望まれる。また、ロッカーにカバンを入れることは面倒であることから、利用者から、ロッカーを廃止し、セキュリティーゲートの設置の要望が多数ある。



視聴覚ホール

このほか、有効活用されていないエントランスホールや、利用率が低い視聴覚ホールや集会室の有効活用も課題である。

ウ 菊池寛記念館の課題

年間利用者数は減少傾向にあり、令和元年度には1万人程度であり、特に、サンクリスタル学習や校外学習等で利用する小学生を除けば、高齢者が多い傾向であ



芥川賞・直木賞作家展示スペース

る。利用者の増加につなげる取組が課題である。

また、開館から30年経過し、芥川賞・直木賞・菊池寛賞受賞者の展示スペースが飽和状態となり、令和3年度に展示レイアウトを変更し、約10年分の展示スペースを確保したものの、将来的には展示スペースが不足する見込みである。

さらに、記念館の展示を魅力あるものとするためには、新しく収集した資料を含め常設展示のリニューアル、展示ケースや照明のLED化、空調設備や映像機器の更新を含めた修繕等が必要である。特に老朽化している映像機器は故障が頻発しているが、交換部品が現在製造されていないことなどから修理ができない状況である。

このほか、菊池寛記念館は階段やエレベーターから見えない奥まった位置にあり、館の存在が分かりにくい。階段やエレベーター付近から館への誘導方法の検討が必要である。



階段・エレベーターから存在が分かりにくい菊池寛記念館

エ 歴史資料館の課題

年間利用者数は3万人ほどで推移しており、来館者増につなげる取組が課題である。

開館から30年の間、新たな歴史資料の発見や調査研究の進展で、高松の歴史は見直され続けている。常設展示を現在の歴史認識に沿った展示内容とするためには、展示のリニューアルが必要で、そのための展示施設の一部リニューアルが必要である。特に、老朽化した映像展示機器は故障が発生した場合、部品が現在製造されていないことなどから修理ができない状況である。また、空調設備や照明設備などは、必ずしも文化財にとって最良な設備とは言いがたい。近年、他館から指定文化財を借用・展示する際に、展



歴史資料館映像機器



学習スペースとしての機能が薄れた学習室

示室等の設備に関する基準が徐々に厳しくなっており、今後他館の指定文化財を公開できなくなる可能性がある。また、企画展示室においては、展示台や照明などの展示替えにおいて、非常に多くの時間と労力が必要な構造となっており、改善が必要である。



廊下にあふれ出ている資料・機材

ロビーを介して展示室と反対側に所在する有料施設である学習室は、奥まったスペースのため、その活用方法に課題がある。現在は学習スペースとして機能しておらず、一部、展示を行うなど展示スペースとしても活用しているが、エントランスホールから一体的な空間で空調が行き届いておらず、展示スペースとしても十分な環境となっていない。今後、学習室の在り方を検討する必要がある。

また、開館以来収集してきた資料は増加し、収納スペースが不足しており、温湿度による影響を比較的受けにくい資料については、国分寺町に所在する文化財収蔵施設に収蔵するなどして対応しているものの、廊下やスタジオにも資料や機材があふれている状況で、収納スペースの確保が必要である。

また、開館以来収集してきた資料は増加し、収納スペースが不足しており、温湿度による影響を比較的受けにくい資料については、国分寺町に所在する文化財収蔵施設に収蔵するなどして対応しているものの、廊下やスタジオにも資料や機材があふれている状況で、収納スペースの確保が必要である。

オ 3館連携の課題

現在、3館連携としてサンクリスタル学習を行っている。開館以来続く連携であり、歴史資料館が主体で事務を行っているが、引き続き各館とも3館連携の柱として位置づけ、各館が主体的にかかわっていく必要がある。

また、子ども読書まつりなど各種イベントにおいても連携を行っているが、今後も相乗効果が得られるようなイベントを企画運営する必要がある。特に、新型コロナウイルス感染症拡大を受け Wi-Fi 環境の整備を行い、ビブリオバトルのオンライン開催、文芸講座等のインターネット配信、ミュージアムトークの YouTube 配信などに取り組んできたが、さらなる非来館型のサービスの展開と常設展示解説サービスの向上のため、展示室や視聴覚ホール等における Wi-Fi 環境のさらなる充実とウェブツールの充実が望まれる。

さらに、1・2階が図書館、3階が菊池寛記念館、4階が歴史資料館と分かれて存在しており、各階で完結した構造になっていることも連携の妨げとなっている。

(4) これまでの検討経過

ア サンクリスタル高松在り方庁内検討委員会

令和2年10月に市役所内の関係課職員による「サンクリスタル高松在り方庁内検討委員会」を設置し、関係各方面から将来的な施設の在り方について検討した。検討会においては、図書館が進めたい郷土資料のデジタル化等は、歴史的に貴重な資料の保管という意味で重要である

と思う、また、今後、サンクリスタル高松がどのようになったらいいのか、サンクリスタルの未来像について市民の意見を聞き、リニューアルについても理解を求めることが必要である、また、図書館司書の役割を明確にすることや、図書館のみならずサンクリスタル全体の運営に関し、指定管理の可能性や、PPP や PFI も含めた民間活力の導入についても検討すべきであるとの意見があった。

また、来館しなくても利用できるサービスも提供していくのなら、来館者の増だけでなく、利用者の増という視点も必要になってくるのではないか、移転新築の際には、例えば商業施設と一体的になった図書館など、集客にも視点を置いて検討することが必要であるなどの意見が出た。

第1回 令和2年10月21日

第2回 令和3年7月27日

第3回 令和4年4月27日

イ 市民を対象としたワークショップ結果

市民の意見を聞くべきというサンクリスタル高松在り方市内検討会の指摘に対し、令和3年度に高松市図書館の未来について考える市民参加型ワークショップを開催した。ワークショップの講師は、香川短期大学で図書館司書養成に携わっている、経営情報学科の中俣保志教授にお願いした。中俣先生は、大学では図書館概論や図書館サービス論など図書館司書になるために必須となる講義を教えられている。

第1回は公募で実施した。中俣先生に「市民と共創する図書館」をテーマに、伊万里市民図書館（佐賀県）瀬戸内市民図書館（岡山県）、県立長野図書館（長野県）の事例を紹介していただき、参加者には、高松市図書館のこれまでとこれからについてグループで話し合ってもらった。おはなし会やビブリオバトル等イベント、ボランティア同士の交流の場、直営での運営等の継続を望む声があったほか、ロビーやエントランスホールの活用、ヤングアダルトのおはなし会の実施、中高生の居場所づくり、学習コーナーの設置、レファレンスコーナーの充実などの課題があげられた。



ワークショップの様子



ワークショップ講師
香川短期大学経営情報科
教授 中俣 保志 氏
専門分野
教育学・社会学
図書館情報学など

第2回は若者世代の意見を聴取するため、近隣の紫雲中学校の生徒を対象とした。中俣先生から、ハリポッターやスターウォーズなどの映画に図書館がなぜ出てくるのか、図書館のルーツなど中学生にも興味をもってもらえるような話題提供のあと、今の図書館と未来の図書館についてグループワークで意見を出し合ってもらった。参加者の中には図書委員の生徒もあり、普段から中央図書館を利用している生徒もいたことから、積極的な意見が出された。自習スペースの拡充、カフェ等で会話ができるスペースや飲み物などが持ち込めるスペース作り、中高生が読みそうな本や教科書の解説書や問題集のほか進路を選べるような本の設置を求める声があった。

また、中学生にエントランスホールの活用方法を絵にしてもらったが、主にカフェや学習スペースや、ゆったりと過ごせるスペースとしての活用が提案された。ワークショップで出た意見や、絵を1階エントランスホールで展示をし、さらに広く市民に意見を求めたところ、概ねワークショップと同様の意見が多数を占めていた。



中学生が描いたエントランスの活用方法

第3回は、図書館だけでなく、歴史資料館、菊池寛記念館の複合施設であるサンクリスタル高松の在り方を考えるワークショップとし、ゲスト講師として、「珈琲と本と音楽の半空」の店主である岡田陽介氏、及び男木島で私設図書館を運営している特定非営利法人男木島図書館理事長の額賀順子氏にもお話をいただいた。岡田氏の「図書館の魅力や、地域、菊池寛の魅力などもっと伝え方や広がりという点で可能性があるのではないのでしょうか」との

指摘と文学賞の提案や、額賀氏の「どんな図書館にしたいか、というより、どのような街になってほしいか、そのためにはどんな場所が必要か、という視点の共有が重要ではないでしょうか」との指摘をいただいた。



珈琲と本と音楽 半空 店主 岡田 陽介 様

図書館が好きで店から歩いて図書館まで来て本を借りて、中央公園で本を読むのが至福の時間。3館の複合施設ならではの楽しみ方、菊池寛がいた高松でこそ魅力があるのではないかと。

男木島図書館 理事長 額賀 順子 様

男木島で図書館を運営している。男木島図書館は子どもを中心に考えた図書館だが、他の都市には集客施設となっている図書館もある。どんな街にしたいのか、誰にとって便利なのかというコンセプトが必要である。



第3回は、公募に加え、高松市図書館協議会、高松市歴史資料館等協議会、菊池寛顕彰会の委員にも参加いただき、これまでのワークショップの結果を踏まえ、ゲスト講師のお話しながら実施した。第2回までに出ていなかった意見として、子どもにも高齢者にも良い、外部の人との交流ができる身近な図書館、3館だけでなく香川大学博物館、こども未来館なども含めた連携による文化の拠点となる必要があるといった在り方に関する意見があった。



展示関係ではタイムリーな企画展示の実施や、大河ドラマとリンクした展示や本のコーナーの設置、イベントでは高松が舞台となった作品など大人の本の読書会、一冊の本を読んだ感想を述べ合うようなイベントなど、市民参加型のイベントの要望があった。

第1回から第3回を通して、中俣先生からの話題提供をいただいたこと、またゲスト講師からのお話などもあり、当初、想定していた以上の活発なワークショップとなった。

ウ 民間活力導入の検討結果

令和3年11月10日に国土交通省が主催する「令和3年度官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム」において、市場調査のための情報収集（サウンディング）を実施し、出版業界やイベント会社などの民間業者6社から意見を聴取した。

市民の意見において直営の継続が求められていることから、直営での運営を原則として、また、施設は築30年で設備は傷んでいるものの、建物の躯体は健全であることから、設備等の改修をした上で、エントランスホール等の施設の一部を民間活用してもらう方針だったが、多くの事業者から、「施設の一部だけの民間活用は参入しづらく、図書館等の魅力が向上しないと、カフェなどその他の部分との相乗効果が期待できないため、運営も民間に任せてほしい。」との意見があった。

大規模改修についても、設備だけに留まらず、3館が連携しやすいよう、同じ階に整備し、菊池寛記念館の横で芥川賞作家の本を借りられるなど、大規模なモデルチェンジをすべきとの意見もあった。

サウンディング調査における主な意見

	エントランスを含む施設の有効活用や運営	その他の意見
A社	エントランスなどの一部分だけの民間活用は参入しにくい。図書館本体の魅力が向上しなければ、カフェなどのその他の部分との相乗効果が期待できない。公共施設運営を主として事業を展開しているため、3館とも直営の前提であれば、参入余地はない。	
B社	エントランスなどの一部分だけの民間活用は参入しにくい。他市のPFI案件でも、若い世代の利用率低下が課題になっているが、図書館などの本体事業の改善と併せて活用を考えることが必要である。設備だけでなく、機能の改善も含めて民間に任せてほしい。	社会教育施設だけでなく、地域の観光情報やコミュニティの中心として、ICTを駆使した情報発信施設としての整備も考えられる。 教育面を重視するのであれば、ICTを駆使して、高松市を離れた人に歴史を感じてもらえるような仕組みづくりなども可能。
C社	大規模改修は3館が連携しやすいもの（例えば、3館を同じ階に整備する）にするなど、大規模にモデルチェンジした上で、エントランスなどをカフェや勉強スペースにする。	3館の連携として、菊池寛記念館の横で芥川賞の本が借りれたり、料理本の横にクッキングスタジオを整備したりすることが考えられる。
D社	エントランスだけで考えると、若い世代の利用につながるイベントを実施することは可能。 運営もセットで任せてもらえると、より充実したコンテンツが提供できる。	最近のトレンドとして、図書館だけでなく、近隣施設との連携を進めることも多く、例えば、大学の発表の場として図書館を活用するなど、図書館以外の施設との連動・連携が必要。
E社	カフェなどを導入するとしても、図書館の利用者が主な顧客となるため、運営面での魅力向上が不可欠である。	B社の提案に関連して、教育面か観光面のどちらを重視するかによって、整備内容が全く異なってくる。市として、図書館の方向性をどのように考えるかが重要である。
F社	金融機関であるため、事業提案はなし。	事業化段階で、資金調達面では個人などの小口のファンドを創設するなどの手法で協力が可能。

エ 図書館協議会での意見

令和4年3月に開催した図書館協議会において意見聴取を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・10代、20代の利用者が少ないことは、学校図書館が充実し、本の貸し借りについては学校図書館で十分満足していることの現れであると思う。団体貸出期間を長くすることや、図書館の情報を提供するなど学校図書館との連携の充実を図る。
- ・エントランスの利用で、子どもたちが魅力を感じられるようなイベント、スペースを設ける。
- ・菊池寛記念館には素晴らしい資料があるので、子どもたちにとってもっと魅力のある場所にする。
- ・中央図書館にどういう機能を持たせるのか、地域館とトータルで考えるべき。
- ・運営は市の直営でやるべき。
- ・若者には電子書籍がいいが、高齢者の来館者が多いので来館して本が読める、借りられるということも保証すべき。
- ・サンクリスタル学習の拡充は良いことだと思うが、歴史資料館の展示の横に関連図書があったら、立ち読み感覚で学習することができる。さらに読みたければ関連した本を図書館で検索するなど、社会、国語を問わず自然に学び方を会得するような、ゆったりとした学習にする。
- ・いろいろな人の意見を聞くと最大公約数的になるので、最後、決めるのは市できちんとしたコンセプトをもって進めていただきたい。

オ 菊池寛顕彰会の意見

令和4年3月の菊池寛顕彰会役員会において意見聴取を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・エントランスホールにカフェや読書コーナーを設ける。
- ・視聴覚ホールは催しの内容に応じた照明器具のコントロールができるようにする。音響の操作に関して管理や保守員を常駐させる。
- ・菊池寛の戯曲（父帰る）を朗読又は演劇で毎年定期的に講演する。香川菊池寛賞受賞作品や菊池寛ジュニア賞最優秀作品の朗読なども行う。
- ・高松の歴史にまつわる史実などを映像や音楽などを利用し紹介し、常設展示室の魅力や楽しさ、歴史文化に触れる。
- ・大人向けに文学作品の魅力を朗読や映像で紹介し、読書を楽しむ習慣を身に付け、生活の中に取り入れる。
- ・集会室で市政出前ふれあいトークの内容等を定例的に紹介する。
- ・資料、講座、鑑賞が連携できるような仕組み作りが必要。
- ・3館が視聴覚ホールや集会室を利用した行事と、エントランスホールでのくつろぎを一つの流れとして連携しながら実施することで、比較的遠くからの市民にも来ていただける。
- ・菊池寛記念館の文芸講座の講師を市民参加型にすることや、図書館の司書やボランティア

と連携を図る。

- ・児童書の蔵書が少ない。

カ 高松市歴史資料館等協議会の意見

高松市歴史資料館等協議会については、令和4年3月に書面による意見聴取を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・建物に必要な改修をしてできるだけ現在の建物を残してほしい。
- ・サンクリスタル高松は市の文化事業として重要な位置付けであるので、直営を維持する。
- ・デジタル化の推進も必要だが、貸出数も多いため書籍の充実は欠かすことはできない。
- ・中央図書館は開架資料を増やし資料を手にとることで利用者が便利になる。
- ・カフェを再開して欲しい。
- ・1階のエントランスホールなど絵画・写真・書道など展示スペースとして市民が活用できるようにする。
- ・視聴覚ホールや集会室の有効利用として高齢者を対象とした映画上映会や講座を開催する。
- ・利用率が低い集会室等を自習室に変える。
- ・歴史資料館は展示スペースを広げ、常設展示スペースを強化する。
- ・菊池寛記念館は常設展のみでなくテーマを持った特別展を開催する。
- ・効率よく保管するための設備（可動式固定式自動化書庫）が必要。
- ・本のスペシャリスト（トップレベルの司書・人材）を配置する。
- ・スポンサー制度で費用を確保する。
- ・郷土情報ネットワークを構築する。
- ・3館連携でテーマを持った特別展や関連資料の展示など、3館連携をより一層進めることが必要。
- ・サンクリスタル高松内、さらには周辺施設（香川大学博物館、こども未来館など）への回遊性を高める企画が必要。
- ・参加型の地域に密着した企画等が必要。企画で様々な世代の知識欲を満たすだけでなく娯楽も提供する。
- ・駐車場の無料時間を延長し、商業施設への迷惑駐車を抑制する。
- ・講演会など一時的に利用者が増加するときに駐車できないので、駐車スペースを増やす。

キ 教育委員会定例会等での意見

令和3年10月及び4年5月に教育委員会定例会等においてサンクリスタル高松在り方検討事業の報告を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・民間委託は難しいが、民間委託している図書館も参考にして、本の展示方法やくつろぎ空間など、リニューアルに取り入れられるところは取り入れる。
- ・街中からは少し距離があるため、バスの便を増便するなど、アクセスしやすくする。JR昭和町駅からのアプローチを検討する。
- ・近隣にレストラン等があまり無い地域であるので、1階にカフェではなく、思い切ってレ

ストランを誘致すれば、ゆったりと食事を楽しんだ後、図書館等を利用するというような状況も可能になるのではないか。

・駐車場もかなり古いことから直すべき。

(5) 公共図書館施策の動向

デジタル化をはじめ社会ニーズの変化や多様化に伴い、我々を取り巻く環境は大きく変わったことで、図書館に求められる役割も変わりつつある。現在の公共図書館施策の動向についてまとめる。

ア 「貸出型」から「滞在型」「課題解決型」へ

日本の公共図書館は、貸出を中心とする資料の提供を図書館の基本的な機能と位置づけ、住民の知る権利を保障することで地域住民に奉仕することを理念としてきた。

一方で近年では、インターネットや SNS などの普及により、情報収集手段が多様化してきたことにより、図書館が持っていた情報を得る場としての役割以外の役割も付加されつつある。自宅でも職場・学校でもない第三の居場所としての活用（滞在型）、住民に情報を提供するだけでなく、具体的な課題解決を支援する場としての活用（課題解決型）、人と人、人と情報を結びつける機能等が挙げられる。

近年多く見られる「滞在型」の図書館は、資料の貸出返却だけではなく、居心地の良い空間での読書や、プレイルーム等その場で楽しむ空間が設置されており、図書館の中で長時間過ごすという利用方法が想定されている。

例えば、北海道札幌市の「札幌市図書・情報館」では、『はたらくをらくにする』をコンセプトに掲げ、ビジネスパーソンを支援している。あえて資料の貸出を行わず、館内での閲覧に限定しているものの、いつ来ても望んだ資料の閲覧が可能な状況を作り出している。館内には、十分な閲覧席が確保されるとともに、ミーティングルームやグループ席を予約して打ち合わせをしながら調べものができる。館内には無料 Wi-Fi 環境が整ったコワーキングスペース等も整備され、コンセントもあるので、パソコンを持ち込んでの作業も可能となっている。

また、東京都荒川区の「ゆいの森あらかわ」では、館内に「遊びラウンジ」と呼ばれるプレイルームが併設されており、乳幼児向けの室内遊びと子育て世代の交流の場となっている。

一方で、「課題解決」も図書館の担うべき役割として、その重要度が高まっている。愛知県田原市の「田原市図書館」では、行政・議会支援サービスに力を入れており、行政・議会における議論の質を高めるサポートを行っている。本市においても議会からの要望により、議会活動をより活発にするため、中央図書館と市議会図書室との連携が令和3年度からスタートし、図書の貸出しやレファレンスサービスにより、議員活動をサポートしている。また、愛知県安城市の「安城市図書情報館」では、ビジネス支援センター「安城ビジネスコンシェルジュ」が併設されており、中小企業や起業家の支援を行う相談窓口機能を、豊富なビジネス資料とともに活用することによる相乗効果が期待される。

また、岡山県瀬戸内市の「瀬戸内市民図書館（もみわ広場）」では、「もちより・みつけ・わけあう」をコンセプトに、未知の世界や知識との出会い、新たな人との交流、地域の文化や誇り

となるものの発見の場となるよう整備された。外壁には市民が作成したタイルを飾り、図書館への参画を意識づけるとともに、広場では様々なイベントが催され、人が集まる場となっている。エントランス等では郷土の歴史を学べるように近隣の遺跡の出土遺物の展示や、郷土が誇る人形師の人形の展示や、定期的に人形劇の開催なども行っている。また、館内にはチャットルーム、スタディールーム、ミーティングルームなど、利用者が気軽に自習やミーティングを行える場が設けられているほか、eラーニングルームにおいて放送大学の講義を無料で受講できるなどの取組が行われている。

以上のように、人が集まる空間としての役割が図書館に求められており、先述の「安城市図書館」は、JR安城駅周辺の活性化事業として、図書館を中心とした施設整備が行われた経過がある。図書館ににぎわいが求められる一方、静かに読書をする静寂な空間も必要であり、にぎわいのある空間と静寂な空間をどのように分けるかが課題となる。



札幌市図書・情報館（出典：同館ホームページ）



ゆいの森あらかわ内の「遊びラウンジ」と「託児室」（出典：同施設ホームページ）



瀬戸内市民図書館「もみわ広場」と「スタディールーム」

愛知県大府市の「おおぶ文化交流の杜」では、ワンフロアの図書館内に児童書のエリアでは、ある程度の音を許容する一方、反対側の閲覧スペースには、成人向けの資料が並び、静寂な空間を確保する「音のゾーニング」を行っている。

図書館に求められる役割が変化している流れがある一方、令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として、図書館の一時休館や開館時間の短縮などがしばしば行われてきた。また、滞在時間の短縮のため貸出返却のみで閲覧を制限したり、十分な間隔を取るため閲覧席の座席数の削減や、おはなし会等のイベント中止などを行ってきた。今後の図書館利用の在り方については、生活様式変化も踏まえ、検討していく必要がある。



おおぶ文化交流の杜内「おはなし広場」「ブラウジングコーナー」(出典：同施設ホームページ)

イ 資料のデジタル化

スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、書籍の電子化が進んでいる。これらの端末は持ち運びができ、いつでもどこでも閲覧できることからコミックを中心に、電子化が進んでいる。また、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量と質の向上を目的としており、障がいの有無にかかわらず、容易に情報にアクセスできる環境を整える上で、電子書籍の普及が期待されている。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、非接触・非対面で、資料を利用できるメリットは大きいと考えられる。このため、公共図書館において電子図書導入の動きが広がっており、著作権等との兼ね合いから電子化されるコンテンツの種類や数などに課題があるが、図書館に来館することなく24時間利用が可能であることに加え、運営側にとっても、延滞がないことや、貸出・返却等にかかる事務を省略できること、さらには、書架スペースが抑制できるなどメリットがあることから、電子書籍を導入する自治体が増えている。本市でも令和3年3月24日に電子図書を導入した。

また、各図書館それぞれに特色ある郷土資料のデジタル化についても、香川県立図書館など県立図書館では全国的に進められており、近年は市町村レベルでもその導入が行われてきた。特に、岡山県立図書館の「デジタル岡山大百科」では、郷土岡山に関する情報を県民や大学等から収集して一元化した上でデジタル化して公開している。貴重な郷土資料のみならず、小中学校の校歌や昔話といった音声データ、さらには、過去のニュース報道や博物館等で提供される動画データを公開しており、地域に関する情報を横断的に調査できる仕組みを構築している。

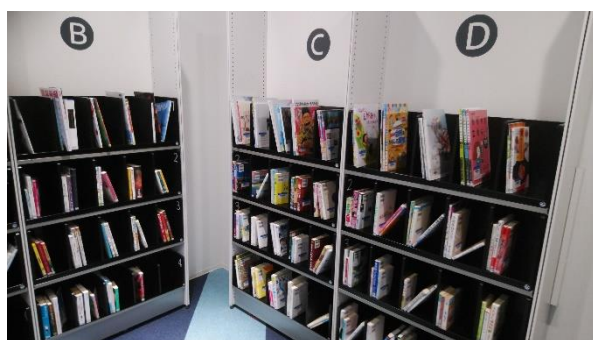
一方で、デジタルの資料については、媒体の移行や特定のソフトが必要など、情報の永続性が担保されていない。紙資料と併用しつつ、将来を見据えた技術導入が求められると言える。なお、デジタル化に際しては、単なる資料の紹介だけでは、利用者が求める情報にたどり着くことが困難なことから、独立行政法人奈良文化財研究所が行っている「全国遺跡報告総覧」のように全文検索ができる機能を有することが望ましい。



ウ 図書館のデジタル化

資料のデジタル化に加え、図書館自体のデジタル化も進んでいる。ICタグで資料を管理することにより、図書館の管理に関する業務が大幅に効率化される。また、セルフカウンターによりカウンター業務の削減が可能になり、司書の本来業務である選書やレファレンスに集中できる。さらに、セキュリティゲートを設けることによって、不明本対策が可能となる。また、図書館カードを電子化する自治体もある。特に、ICタグ・セルフカウンター、セキュリティゲートの導入は全国的に進んでおり、中核市レベルではその導入率はICタグが58%、セルフカウンターが65%、セキュリティゲートが75%と、その導入率は高い。

岡山県玉野市の「玉野市立図書館」では来館者が自動貸出機によって自ら貸出処理を行い、貸出処理ができていない資料を館外に持ち出すと、セキュリティゲートのアラームが知らせてくれる。また、予約した本も予約照会機において自らが確認し、指定された予約取置棚から取り、利用者自身が貸出し処理をする仕組みとなっている。これらの取組は、カウンターサービスの効率化に加え、個人情報の保護にも役立っている。さらに、返却時に返却ポストに入れると、その場で自動的に返却処理ができる仕組みとなっている。



玉野市立図書館の予約図書とデジタルサイネージ

エ まちの活性化に寄与する図書館

近年、公共施設が老朽化し、施設の更新や長寿命化を議論していかなければならない状況にある。特に大規模な公共施設の場合、膨大な整備費用が自治体の財政に大きな負担となる例も少なくない。従来型の自治体が補助金や借金を活用することも含め、公的資金だけで施設を整備する方式のほかに、近年、民間活力を導入する方式（PPP/PFI）が行われている。

民間活用方式として現在最も普及しているのが「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(PFI法)」に基づいて行われるPFIで、民間サイドが資金調達面を主導し、施設整備を行う取組である。民間の資金、経営・技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営を行うものである。本市においてもその検討は行ってきた。

また、PPPは、行政と民間が連携・協同して事業を構築し、公の施設の整備・運営を行うものである。図書館整備においては、岩手県紫波町のJR紫波中央駅前の町有地10.7haを公民連携（PPP）の手法で開発したオガールプロジェクトでできた「オガールプラザ」がよく知られている。中核となる図書館と地域交流センター（貸館施設）のほか、地元の生鮮食品や飲食スペースを併設したマルシェ等からなる多目的複合施設で、まちの賑わい創出に大きく寄与している。その他、開発エリア内には役場庁舎やサッカー場などのスポーツ施設、病院などの生活関連施設も整っている。このオガールプロジェクトでは、資金・人材・技術・経験といった様々な資源で、公民が連携して事業が成立したという点に大きな特徴がある。単に図書館を整備するというだけでなく、まちの活性化を見据えているということがうかがえる。



オガールプラザ内の図書館や隣接するオガール広場（出典：同図書館ホームページ）

また、岡山県玉野市では、商業施設の開発に際し、にぎわい創出を目的に商業スペースの一角を無償提供され、玉野市立図書館・中央公民館が建設された。知識の海である図書館と活動の島となる公民館の融合がなされている。商業施設内にあることで、イベントの講師を商業施設内にある各店舗の経営者が講師を行うなど様々な取組を行っている。

このように、まちの活性化は、公共の力のみで成し得るものではない。公民が、資金・技術・経験・ノウハウを「連携」という形で集合することで、はじめてにぎわいのある施設が生まれ、その先にまちの活性化があるとも言える。その中で、不特定多数が訪れるという特徴を持った図書館が、まちの活性化にいかにして寄与するか、これからの図書館を考える上での論点となっている。

一方、図書館は単に住民サービスのための文化施設ではなく、国民の「知る権利」を守るた

めの施設である。また、図書館法における無料の原則の関係上、PPP/PFIのような民間活用方式が図書館にとって必ずしも最適とは言い難い。これらの認識に立ち、従来通り限られた自治体財源でも自治体の責任において整備している例の方が多くも事実である。



商業施設内の玉野市立図書館と図書館内の公民館研修室

3 サンクリスタル高松の目指すべき姿と方向性

(1) 目指すべき姿と方向性

サンクリスタル高松の3館はいずれも教育・文化施設である。特に中央図書館の資料はあらゆる分野におよび、それらから得られる知識は市民の様々なニーズに対応している。また、菊池寛記念館は郷土の文豪・菊池寛や文学に関する資料や文学といった資料、歴史資料館では郷土の歴史・文化に関する資料を多く所蔵しており、より深化した固有・個別の地域情報を有する。3館の情報や知識は市民や地域が持つ課題の解決に役立つものである。このため、「**教育文化の拠点**」「**市民に役立ち愛され 地域に貢献する サンクリスタル高松**」を目指すべき姿とする。

その目指すべき姿の実現に向けた方向性として、①**子どもから大人まで、また、障がい者等を含め「誰もが快適に利用しやすい**」、②**中高生等の学習の場・集いの場として「若い世代が利用しなくなる**」、③**市民や地域の課題解決の場として「地域と密接なつながりを持つ**」、サンクリスタル高松としたい。

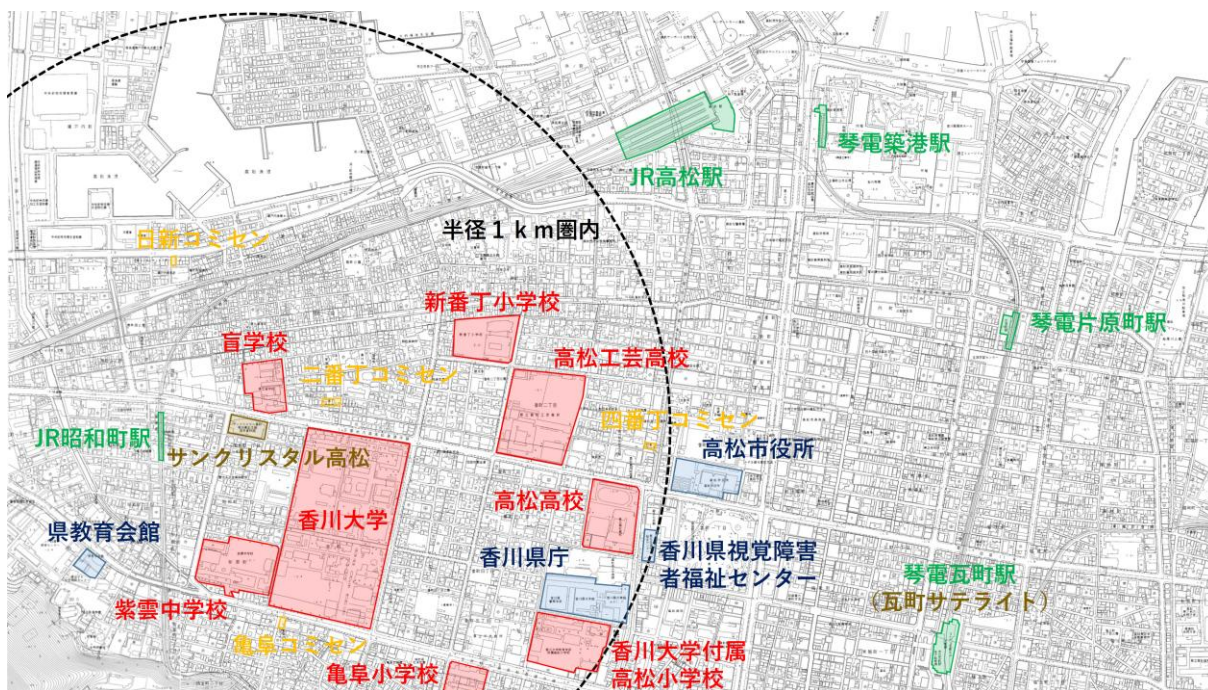
これらの方向性に基づき、築30年を迎えたサンクリスタル高松の改修に合わせ、その核となる中央図書館においては、「ニューノーマルに対応した図書館」、「3館連携による本市独自資料の提供・レファレンスが可能な図書館」、「視覚障がい者等にも対応した利用者目線な図書館」、「学校や地域と連携した図書館」の実現に向けて取り組む。菊池寛記念館、歴史資料館は中央図書館と連携し、これらに取り組むとともに、時代のニーズにふさわしいサービスの提供に努める。

(2) 立地

現在地は市街地中心部から近いとはいえ、やや西に位置しており、JR高松駅や琴電瓦町駅、市役所周辺など市街地中心に立地した方が利用者も利用しやすい環境と言える。しかし、高松市図書館の中核機能を担う図書館として、現在の資料所蔵数を確保しながら市街地中心部に移転することは、用地確保など課題も多い。

サンクリスタル高松が昭和町に建設された理由として、前述のとおり、①市街地中心から近距離であること、②市道五番町西宝線沿いにあり、バスの便が多く交通の便がよい、③香川大学・紫雲中学・県教育会館があって、教育文化の環境に恵まれている、という3点であった。このうち②については、バスの減便等もあり、30年前と比べるとやや利便性は低下しているものの、現状でもこの3点は利点と言える。特に、③について付け加えるなら、半径1km圏内に新番丁小学校、亀阜小学校、香川大学附属高松小学校、紫雲中学校、香川県立高松工芸高等学校、香川県立高松高等学校、香川県立盲学校、香川大学があり、これら教育機関の集中する場所で、連携がとりやすい。さらに、半径1km圏内に四番丁、二番丁、亀阜、日新の4つのコミュニティセンターが所在し、地域との交流がしやすい環境でもある。また、読書バリアフリー法に対応した図書館を目指すにあたって、香川県立盲学校や香川県視覚障害者福祉センターと連携・協力しやすい。これらの利点を生かすためにも、現在地での存続とする。

なお、現在の建物が耐用年数を過ぎる際には、より交通の利便性のある市街地中心部への移転新築も検討する。



サンクリスタル高松の位置

(3) 改修方法

改修方法の検討

改修方法	移転新築	現在地で建替え	大幅な構造変化を伴う改修	設備修繕を主体とした改修
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・自由な設計が可能 ・新築で建物耐用年数が長くなる ・休館期間が短期 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由な設計が可能 ・新築で建物耐用年数が長くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度自由な設計が可能 ・一部既存躯体の活用による経費削減が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存躯体の最大限の活用と経費削減が可能 ・工期（休館期間）は短期
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・移転地の確保が困難 ・費用負担大 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料等の一時的保管場所確保が困難 ・工期（休館期間は）長期 ・費用負担大 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料等の一時的保管場所確保が困難 ・躯体の耐用年数は補強しても新築ほどはない ・工期（休館期間は）長期 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のフロー構成の変更は困難
	△	×	△	○

改修方法は、移転新築、現在地での建替え、既存建物各階の大幅な構造変化を伴う改修、既存建物の設備修繕を主体とした改修などが考えられるが、令和2年度に実施した劣化診断では建物

の躯体は健全であることが判明している。移転新築の場合、新築に要する経費と、既存建物の別目的での利用に際し、改修経費が必要であり、経費負担が膨大になる。また、躯体は健全であるので、現在地での建替えの必要もない。各階の大幅な構造変化を伴う改修についても、図書や展示品が設置されている中での改修は困難であり、このため最も経費負担の少ない既存建物の設備修繕を主体とした改修とする。また、居心地の良い快適な施設となるよう内装やトイレの刷新、LED照明への転換などを合わせて行う。

菊池寛記念館や歴史資料館が独立した施設となっており、展示物も多いこと、また現在の館内の設備が展示物に沿った造りになっていることから、図書館の中に融合させることは困難ではあるが、各館と関連した一体的な展示方法は今後も検討したい。最終目標としては、現在の建物の耐用年数が過ぎ、移転新築や現在地での建替えに際し、3館が一体となるようフロア構成を見直し、菊池寛記念館の近くには菊池寛や芥川賞・直木賞作家の作品を置くことや、歴史資料館の近くに郷土資料コーナーを設置することなどを行うことで、3館の相乗効果を図ることとしたい。

(4) 今後の運営方針

民間活力の導入についても検討したが、各社とも導入の前提条件として、建物の大規模な構造変化を伴う改修又は建替えを行った上で、運営まで含めたすべてを任せる必要がある。現在地での既存建物の設備修繕を主体とした改修では事業者にメリットが少ない。運営については、市民を対象としたワークショップでの結果のとおり直営を望む声があること、これまでも香川県図書館学会等から直営継続の要望があったことなど、市民は直営を希望している。加えて指定文化財や個人からの寄託品等を所蔵する歴史資料館や菊池寛記念館の運営を民間に委託することは困難であり、民間活力の導入は難しい状況である。

今後の運営方針としては、当面の間は直営を基本とし、エントランスホール等の空きスペースを活用した民間活力の導入を検討していくものとする。

なお、現在の建物の耐用年数が過ぎ、移転新築や現在地での建替えに際しては、施設整備を含め民間活力の導入を行っていくこととする。運営については、今後、他自治体の動向を注視するとともに、市民ニーズの把握を行い、在り方を検討していく。

4 中央図書館の取組

(1) ニューノーマルに対応した図書館

情報通信技術の進展は目覚ましく、平成22年頃からスマートフォンやタブレットが普及し、紙の本だけが情報媒体の主流であった時代は終了し、電子書籍などスマートフォンで本を読むことは日常となってきた。また、生活困窮者や子どもの貧困が社会問題となり、ネットワーク情報をはじめ、多様な情報を得る手段を持たない、あるいは、情報を得ることが困難な情報弱者への支援が必要となっている。さらに、多様化し、増大する情報環境に対応して、自主的に情報を探索・活用するための情報リテラシー教育を行うことも必要である。そして、新型コロナウイルスの感染拡大によって非接触型、非来館型、滞在時間の短縮化などの新しい生活様式に合ったサービスが求められている。

また、令和2年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。これを受け、本市においても脱炭素社会の構築に向けて、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民や事業者と共に、総力を挙げて取り組んでいる。

このようなニューノーマルな社会に対応した図書館となるため、以下の具体的な取組を進める。

ア 電子図書等デジタル資料（ハイブリッドな図書館資料）の充実

紙の本が情報源としてもはや独占的な地位にない現在、紙の本だけを扱うことは図書館としての役割を十分に担うことができなくなる可能性があることから、今後、電子図書等デジタル資料の充実を図る。デジタル資料は障がい者や高齢者など来館することが困難な方や、感染症拡大時において非接触・非来館を求める方への対応が可能となる。また、資料のデジタル化により、書架・書庫スペースの抑制も可能となる。

一方で、デジタル資料は媒体の移行や特定のソフト等が必要など情報の永続性が担保されていない。紙資料は半永久的にそのままの状態を保てること、再生機器が必要ないことなど、保存性や利便性があることから、依然として紙資料の収集・保存が必要である。両者の良いところを生かしたハイブリッドな蔵書構築やサービスの提供を行っていく。

イ ICタグ・セルフカウンター・セキュリティゲートの設置

現在、資料はバーコードで管理しているが、業務の効率化、不明本対策としてICタグで管理を行う。ICタグ導入により貸出・返却作業、蔵書点検の効率化とそれによる休館期間の短縮が可能となる。また、セルフカウンターを設けることにより、利用者の待ち時間の短縮やプライバシー保護、非接触・非対面での貸出にもつながる。さらに、セキュリティゲートの導入によりほぼ不明本はなくなると思われる。合わせて図書館利用者カードの電子化も図っていき、利用者の利便性を高める。

また、これらの導入により現在4箇所を設置しているカウンターを少なくとも各階1箇所に削減することが可能である。貸出・返却業務の削減により、本来、司書の専門的な業務である選書やレファレンスに集中することができ、図書の充実や、より専門性の高い図書館サービス

が可能となる。

なお、これら機器やそれに対応するシステムの導入に初期投資は必要であるが、業務量の削減、業務の効率化によってカウンターの人員削減が可能と考える。



自動貸出機



セキュリティーゲート



予約照会機



自動返却機

ウ ゼロカーボンに向けた設備等の改修

施設の改修に合わせ、LED照明や省エネ型機器の導入等、徹底した省エネ対策や、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進する。また、公用車（移動図書館車も含め）の更新の際には、順次、電気自動車に交換していく。

エ 最新のデジタルツールの活用

デジタル化は急速に進んでおり、今後、アバターなどを利用した仮想空間での図書館利用も想定される。新しいデジタルツールの活用も今後検討していく。

(2) 3館連携による本市独自資料の提供・レファレンスが可能な図書館

サンクリスタル高松の最大の特徴は、中央図書館、菊池寛記念館、歴史資料館の3館からなることである。菊池寛記念館では菊池寛を始め、多くの郷土の作家や芥川賞・直木賞作家などの作品のほか、それらに関する資料を収集・保管している。歴史資料館では、高松市及び周辺地域に関する古文書を始め有形文化財を収集・保管するほか、無形文化財、民俗文化財、記念物などすべての文化財の情報を有している。中央図書館ではそれら以外にも郷土に関するあらゆる情報を有している。これら本市独自資料を横断的に市民に提供でき、レファレンスが可能な点をさらに強化するため、以下の取組を進める。

ア 郷土資料等のデジタル化

司書と学芸員が協力して、図書館の郷土資料等の資料の選定を行い、著作権等支障のないものから順次、デジタル化を行い、広く公開する。デジタル化を行うことで、禁帯出資料で館内でしか閲覧できなかった資料なども、他の場所でも閲覧が可能となる。また、紙の資料の閲覧回数の削減につながり、適切な資料の保存につながる。菊池寛記念館・歴史資料館の資料についてもデジタル化し公開していくことで、高松市独自資料の横断的な閲覧環境を整える。

イ さらに3館連携

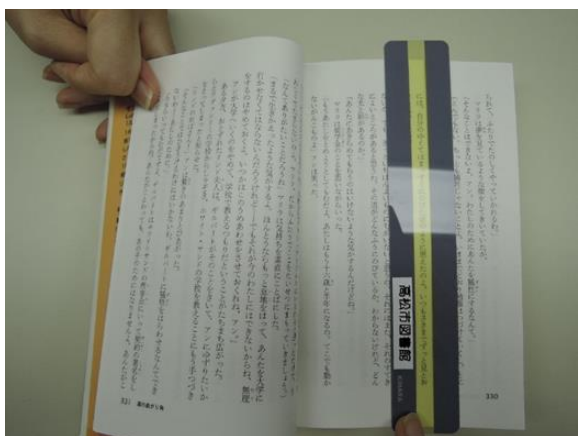
開館以来続く3館連携のサンクリスタル学習については、引き続き各館とも3館連携の柱として位置づけ、各館が主体的にかかわっていき、児童が総合的に気持ちよく学習できる場を提供していく。各種イベントでの連携の継続のほか、今後、各館の展示や行事に合わせ、連携イベントを企画運営し、利用者を相互に誘導する仕組みづくりの必要がある。その場合、各館の予算を柔軟に持ち寄り企画運営することで、これまで以上の相乗効果や費用対効果が得られるようにする。

(3) 視覚障がい者等にも対応した利用者目線な図書館

来館者の誰もが快適に利用できるように、図書館サービスを充実させるとともに、司書の能力向上を図る。また、また、サービスやイベント等行事の情報発信を図っていくため、以下の取組を進める。あわせて、誰もが来館しやすいよう、公共交通機関の増便に関して、関係機関に働きかけを行うなど交通の利便性にも配慮する。

ア 障がい者サービス

令和元年6月に「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、本市においても、令和3年10月に「高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（高松市読書バリアフリー計画）」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく読書ができるような環境の整備に努めている。具体的には、その計画に基づき、アクセシブルな書籍等の収集を行うほか、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスも利用できるように



リーディングトラッカー



マルチメディアプレイヤー

なっており、本をそのまま利用することが難しい方に向けて、デージー資料（CD）の貸出や、インターネットを経由して送信するサービスの提供に努めている。令和4年3月には電子図書館サービスを開始するほか、引き続き、これら取組を拡充していくとともに、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて研修等を行い、司書等の資質の向上を図る。

イ 児童サービス

児童図書コーナーや子育て支援コーナーを設けているほか、子ども読書活動推進計画に基づき、お話し会や子ども読書まつり、子ども読書週間における各種行事などを行っており、これら取組を拡充していく。また、サンクリスタル学習ほか、3館の特性を生かしたイベント等の開催により、本市の歴史、文化に親しんでいただけるよう努める。

ウ 学生サービス

平成30年度から読書離れが進む中学生を対象に、実施している本の書評合戦であるビブリオバトルを今後も開催するほか、令和2年度には、館内の閲覧席の一部に自習可能な席を設けるなど、利用の少ない中高生に、図書館に来館していただけるような環境整備に努め、その取組について情報発信することにより利用者の拡充を図る。また、近隣の学校との連携により、各種連携事業にも取り組んでいく。なお、これらの世代の利用を促進することで、未来の本市を創造する人材育成に努める。

エ 高齢者サービス

利用者の3割を占める60歳以上の利用者に対し、本を選んで静かに過ごせる居場所を提供するほか、来館が困難な方にも読書機会が提供できるよう、非来館型のサービス「電子図書館サービス」の拡充を行う。また、施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、安全・安心に利用できる文化施設を目指す。

オ 在留外国人の増加への対応

外国資料や各国の事情に関する資料の整備・提供を行うほか、外国語のおはなし会等を通じて、外国の文化に触れる機会の提供を行う。

カ エントランスホール等の有効活用

エントランスホールは、セキュリティゲートの設置により必要がなくなるロッカーを撤去し、有効活用を行うとともに、3館連携のイベントや展示などを随時開催する。また、ゆったり本を読むことができるようなスペースとするとともに、カフェの営業を再開する。

視聴覚ホールは積極的に周知し、利用者増を図るとともに、3館連携イベント等で活用する。

キ 司書の能力向上

ICTタグ導入によるカウンター業務効率の向上により、レファレンスや選書など司書の専門性を活かせる業務に集中できるようになり、図書館サービスの向上につながる。また、図書館

サービスについて研修等を行い、司書等の資質の向上を図る。

(4) 学校や地域と連携した図書館

身近で、親しみやすいサンクリスタル高松、また教育文化の拠点となるよう以下の取組を進める。

ア 学校連携

3館連携で取り組んでいるサンクリスタル学習を継続するとともに、近隣に多くの学校や幼稚園・保育所があることを生かし、3館を活用していただくよう周知するとともに、積極的に出前事業等を行っていく。

イ 地域連携

周辺に四番丁、二番丁、亀岡、日新の4つのコミュニティセンターが近在する立地を生かし、これら地域と連携を図るとともに、夢みらい、牟礼、香川、国分寺の4箇所の地域館、移動図書館車3台による巡回及び46図書館分室の運用により、全体の基幹図書館として、市内各地域と連携を図り、図書館の役割である地域の課題解決にも取り組む。また、図書館を始め3館合同のメニューを創出し、市政出前ふれあいトーク等の活用により、地域に開かれたサンクリスタル高松を目指す。

ウ 他の文化施設との連携

近隣には香川大学博物館、また市街地に香川県立ミュージアム、高松市美術館、高松市埋蔵文化財センター、こども未来館などが所在しており、本市の教育文化の拠点としてこれら文化施設と連携を図っていく。

5 菊池寛記念館・歴史資料館の取組

(1) 菊池寛記念館

菊池寛記念館では、中央図書館の取組に協力し、3館連携を深め、学校や地域との連携を図るものとする。

菊池寛記念館の課題は、まず館の存在が分かりにくい点にあり、階段・エレベーターからのアプローチの改善を図る。

展示においては、菊池寛の最新の研究や新しく収蔵した収蔵品を含めた常設展示へのリニューアルや、老朽化した展示設備や空調設備の更新を図るとともに、芥川賞・直木賞・菊池寛賞の展示方法の見直しにより、展示スペースを確保し、これら作家のPRに努める。

また、常に菊池寛の最新の研究を取り入れた展示とするとともに、これまで以上に郷土ゆかりの作家等の展示の充実を図る。これらの展示に興味を持っていただいた来館者を図書館へ誘導するような仕組みづくりを行う。

(2) 歴史資料館

歴史資料館では、中央図書館の取組に協力し、3館連携を深め、学校や地域との連携を図るものとする。

展示においては、近年の新発見資料や研究成果を踏まえ、現在の歴史認識に基づいた常設展示のリニューアルを行い、郷土の歴史をより深く理解できる展示とし、館の情報やイメージを更新する。展示のリニューアルに合わせ、老朽化した展示設備、特に映像展示機器の更新を図るとともに、空調・照明設備など指定文化財の保存・活用にふさわしい設備に改修を行い、指定文化財等の展示などを定期的に行えるように整備する。これら取組を行った上で、民間の助成金を活用しながら、魅力的な展示に努める。また、資料の保存について、スペースの確保、整備について検討する。

また、学習室についても機器の更新、図書の充実等を行い、本来の学習室としての機能を高める。同時に、図書館所蔵の関連図書の紹介等も行うことで、来館者を図書館へ誘導するような仕組みづくりを行う。

6 目標

劣化診断調査の結果に基づき、電気設備、機械設備等の改修工事により施設の長寿命化を図る。また、内装の刷新や利用者から要望の多いトイレの洋式化等も行い、利用者が安心、安全に利用できる施設を目指す。さらに、リニューアルに伴う各種取組によって、サンクリスタル高松を多くの市民に知ってもらい、利用者数の増加に努める。

図書館では平成27年度に瓦町サテライト、28年度に夢みらい図書館ができてから利用者は徐々に減少傾向にある。29年度には中央図書館利用者数は27万人余りで、サンクリスタル高松全体で31万4千人余りの利用者であったのに対し、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響もあって中央図書館は22万人余りで、サンクリスタル高松全体で24万5千人余りであった。減少傾向にある中央図書館利用者を平成29年度時点まで回復させるとともに、菊池寛記念館・歴史資料館の展示を魅力あるものにし、来館者を今より増加させることで、リニューアル後には32万人の利用者を目指す。

また、市民1人当たり貸出冊数も平成28年度には6.5冊で、中核市の中では8位であったが、近年、減少傾向にあり、令和2年度は5.9冊で11位となっている。利用者の増加に加え、市民1人当たり貸出冊数を8.0冊程度に引き上げ、中核市の中で5位以内を目指す。

さらに、利用者アンケートによる満足度はこれまでも高水準であったが、リニューアル後もこれを維持していく。

指 標	令和元年度実績値	令和3年度実績値	リニューアル後目標値
サンクリスタル高松 年間利用者数	281,263人	245,502人	320,000人
市民1人当たりの貸出冊数	6.7冊 (第12位)	6.1冊	8.0冊
利用者アンケートによる 満足度	93.6%	96.2%	97.0%

7 スケジュール

図書館システムを始め、I Cタグ、セキュリティゲートなど本市図書館サービスは他の中核市と比べても遅れており、早急な改善が必要である。また、施設の老朽化も著しく、小修繕を繰り返すことで機能を維持しているが、今後、部品調達等ができなくなり、修繕も不可能な状態となり、市民サービスに多大な影響を及ぼすこととなる。また、小規模修繕を繰り返すことにより経費が増大していくばかりとなる。このため、財政的にも早期に施設の改修を行う必要がある。

今後のスケジュールとして、令和5年度において改修等に関する基本設計、6年度においてその実施設計、7年度において休館し、改修工事及びシステム更新を行い、8年度にリニューアルオープンとする。なお、利用者の利便性を考え、休館期間をできるだけ短期にすることから、改修工事と図書館システムの更新は同時期に行うものとする。

リニューアルオープン後は、その取組の検証を行いながら、将来的に躯体が使用に耐えられなくなった場合に際して、今後の在り方を再度検討するものとする。

スケジュール（予定）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
基本設計				リニューアル オープン
実施設計				
改修工事				
菊池展示施設等改修				
歴史展示施設等改修				
システム更新				
休館				

8 参考資料

○高松市図書館条例

平成4年3月27日条例第21号

改正

平成6年3月28日条例第21号

平成7年3月27日条例第19号

平成9年3月27日条例第38号

平成12年3月27日条例第26号

平成13年3月23日条例第37号

平成17年12月21日条例第237号

平成18年12月22日条例第82号

平成19年3月23日条例第12号

平成23年12月20日条例第48号

平成24年3月27日条例第39号

平成24年12月26日条例第81号

平成25年12月25日条例第74号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成27年9月29日条例第57号

平成30年3月28日条例第19号

高松市図書館条例

高松市図書館条例（昭和39年高松市条例第42号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、高松市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び所在）

第2条 図書館の名称及び所在は、次のとおりとする。

（1） 中央図書館

名称	所在
高松市中央図書館	高松市昭和町一丁目2番20号

(2) 地域館

名称	所在
高松市夢みらい図書館	高松市松島町一丁目15番1号
高松市牟礼図書館	高松市牟礼町牟礼130番地2
高松市香川図書館	高松市香川町川東上1865番地13
高松市国分寺図書館	高松市国分寺町新居1298番地

2 前項に規定するもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じて分室及び移動図書館を設置することができる。

（事業）

第3条 図書館は、第1条に規定する図書館の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料（図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料をいう。以下同じ。）を収集し、整理し、保存し、及び一般公衆の利用に供すること。
- (2) 資料の利用相談その他参考調査の依頼に応ずること。
- (3) 他の図書館と連絡し、協力し、及び資料の相互貸借を行うこと。
- (4) 講演会、講習会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 図書館の施設・設備等（以下「施設等」という。）を法第3条に規定する図書館奉仕に関する集会、展示等（中央図書館の視聴覚ホール及び高松市牟礼図書館の多目的ホール（以下「視聴覚ホール等」という。）にあつては、文化に関するものを含む。）のために一般公衆の利用に供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要な事業

2 中央図書館は、前項に規定する事業のほか、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 図書館の運営に関する企画及び立案を行うこと。
- (2) 地域館の事務の総括を行うこと。
- (3) 分室及び移動図書館の運営を行うこと。

（図書館の入館料等）

第4条 図書館の利用については、これを無料とする。ただし、視聴覚ホール等を使用する場合は、この限りでない。

(視聴覚ホール等の使用許可)

第5条 視聴覚ホール等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用を許可しない。

(1) 図書館の設置目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。

(2) 図書館内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) その他図書館の管理上支障があると認められるとき。

3 委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用許可後において使用許可を取り消し、若しくは変更することができる。

(視聴覚ホール等の使用料)

第6条 前条の規定により視聴覚ホール等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)

のうち、使用料の納付が必要な者は、別表第1に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、委員会において特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 資料又は施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第8条 図書館の入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、資料又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場の使用)

第9条 中央図書館その他委員会が定める施設に用務で来館した者は、立体駐車場又は平面駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を使用することができる。

2 駐車場を使用する者は、別表第2に規定する使用料を出場の際に納付しなければならない。

3 市長は、委員会において特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(喫茶室の使用)

第10条 中央図書館内の喫茶室の使用については、高松市美術館条例（昭和63年高松市条例第10号）第17条の規定を適用する。

(協議会の設置)

第11条 法第14条第1項の規定により、高松市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員13人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 協議会の庶務は、中央図書館において行う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年11月3日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に用いられている高松市立図書館の名称等の表示は、この条例に基づき表示とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に委嘱されている高松市立図書館協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、この条例の規定による協議会の委員とみなす。

(準備行為)

- 4 図書館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成6年3月28日条例第21号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料又はこの条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月27日条例第19号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第38号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第37号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお

従前の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第237号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。ただし、別表第1第3項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第82号）

- 1 この条例は、平成19年4月28日から施行する。ただし、次項の規定は、同月1日から施行する。
- 2 高松市香川図書館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月23日条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第48号）

この条例は、平成24年3月12日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第39号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第81号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の日前に第3条の規定による廃止前の高松市公民館条例又は同条例に基づく教育委員会規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに第2条の規定による改正後の高松市図書館条例第3条第5号に規定する高松市牟礼図書館多目的ホールに係るものは、第1条の規定による改正後の高松市地域交流会館条例及び同条例に基づく規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為並びに第2条の規定による改正後の高松市図書館条例及び同条例に基づく教育委員会規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第74号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月29日条例第57号）

この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成28年高松市規則第43号により、平成28年11月23日から施行）

附 則（平成30年3月28日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 視聴覚ホール等使用料（第6条関係）

1 高松市中央図書館視聴覚ホール

（1）ホール使用料

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用料	11,470円	16,290円	16,290円	27,760円	32,580円	39,770円

備考

- 1 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。
- 2 申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、超過時間又は繰上時間1時間につき、別に全日の使用料の10分の1の額を徴収する。この場合、30分を超える端数については、1時間とみなす。
- 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

（2）冷暖房装置使用料

使用料	ホール使用料の2分の1の額
-----	---------------

備考 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

（3）附属設備及び器具使用料

種別	区分	品名	単位	使用料
照明装置		スポットライト 1KW	1台	円 650
音響装置		拡声装置（マイク2本付き）	1式	6,530
		ステレオスピーカー	1式	1,300
		ワイヤレスマイク	1本	650
		マイクロホン	1本	650
		テープレコーダー	1台	1,300
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,300
		デジタルオーディオテーププレーヤー	1台	1,300
		ミニディスクプレーヤー	1台	1,300
楽器		グランドピアノ	1台	7,830

備考 この表に規定する使用料の額は、ホールの使用単位の1区分当たりの額とする。

2 高松市牟礼図書館多目的ホール

(1) ホール使用料

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
使用料	10,280円	14,400円	15,420円	24,680円	29,820円	40,100円

備考

- 1 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。
- 2 使用者が、準備、撤去又は練習のために多目的ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に規定する多目的ホールの使用料の10分の1の額とする。
- 3 申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、超過時間又は繰上時間1時間につき、別に全日の使用料の10分の1の額を徴収する。この場合、30分を超える端数

については、1時間とみなす。

4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

(2) 冷暖房装置使用料

区分	単位	使用料
冷暖房	1時間	3,080円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

(3) 器具使用料

品名	単位	使用料
グランドピアノ	1台	3,080円

備考 この表に規定する使用料の額は、ホールの使用単位の1区分当たりの額とする。

別表第2 駐車場使用料（第9条関係）

使用料	駐車時間25分間までごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、中央図書館その他委員会が定める施設に用務で来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合は、最初の1時間までは無料とする。 (1) 普通自動車 100円 (2) バス 420円
-----	--

○高松市菊池寛記念館条例

平成4年3月27日

条例第22号

改正 平成12年3月27日条例第6号

平成22年3月26日条例第7号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市菊池寛記念館条例

(設置)

第1条 菊池寛の業績を顕彰し、市民の教養の向上と市民文化の発展に寄与するため、菊池寛記念館（以下「記念館」という。）を高松市昭和町一丁目2番20号に設置する。

(事業)

第2条 記念館は、前条に規定する記念館の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 菊池寛に関する資料の収集、保管及び展示を行うこと。
- (2) 菊池寛に関する資料の調査研究を行うこと。
- (3) 菊池寛に関する展覧会、講演会等の開催及びその奨励を行うこと。
- (4) 菊池寛に関する図書の出版を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第3条 記念館の展示を観覧しようとする者は、別表に規定する観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第4条 市長は、教育委員会（以下「委員会」という。）において必要があると認める場合は、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第4条の2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 記念館の展示品、施設・設備等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他記念館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第5条 記念館の入館者が、自己の責めに帰すべき理由により、記念館の展示品、施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(職員)

第6条 記念館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成4年11月3日から施行する。ただし、第6条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成4年高松市規則第15号により、同年4月1日から施行)

附 則 (平成12年3月27日条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	観覧料 (1人1回につき)	
	個人	団体 (20人以上)
一般	200円	160円
大学生	150円	120円

備考

- 1 「一般」とは15歳以上の者 (大学生及び備考2の規定の適用を受ける者を除く。) をいい、「大学生」とは学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する大学その他これに準ずるものに在学する者をいう。
- 2 就学年齢に達しない者又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者若しくは委員会がこれらに準ずると認める者は、無料とする。

○高松市歴史資料館条例

平成4年3月27日

条例第19号

改正 平成11年7月14日条例第19号

平成12年3月27日条例第6号

平成20年3月26日条例第29号

平成22年3月26日条例第7号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市歴史資料館条例

(設置)

第1条 本市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため、高松市歴史資料館（以下「資料館」という。）を高松市昭和町一丁目2番20号に設置する。

(事業)

第2条 資料館は、前条に規定する資料館の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本市の歴史、考古、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示を行うこと。
- (2) 本市の歴史、考古、民俗等に関する調査研究を行うこと。
- (3) 本市の歴史、考古、民俗等に関する展覧会、講演会等を開催すること。
- (4) 本市の歴史、考古、民俗等に関する情報を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、資料館の設置目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第3条 資料館の展示を観覧しようとする者は、別表に規定する観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の返還)

第4条 既納の観覧料は、返還しない。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特別の理由があると認める場合は、返還することができる。

(観覧料の減免)

第5条 市長は、委員会において必要があると認める場合は、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第5条の2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 資料館が展示若しくは保管をしている資料又は資料館の施設・設備等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他資料館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第6条 資料館の入館者が、自己の責めに帰すべき理由により、資料又は資料館の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(高松市歴史資料館等協議会への諮問)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事業に関する基本的な事項については、高松市歴史民俗分野及び美術分野社会教育施設協議会条例（平成20年高松市条例第29号）に規定する高松市歴史資料館等協議会に諮問するものとする。

(職員)

第8条 資料館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成4年11月3日から施行する。ただし、第8条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成4年高松市規則第15号により、同年4月1日から施行)

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第29号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体（20人以上）
一般	200円	160円
大学生	150円	120円

備考

- 1 「一般」とは15歳以上の者（大学生及び備考2の規定の適用を受ける者を除く。）をいい、「大学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他これに準ずるものに在学する者をいう。
- 2 就学年齢に達しない者又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者若しくは委員会がこれらに準ずると認める者は、無料とする。